

部長会議付議事案書（報告）

（令和2年8月11日）

提案課名 総合政策課

報告者名 遠藤 一成

事案名	日本たばこ産業株式会社安全性研究所跡地に関する対応方針について	<div style="text-align: center;"> 有 資料 無 </div>
提案趣旨	<p>日本たばこ産業株式会社（以下「JT」という。）の安全性研究所（名古屋1番1ほか。以下「研究所」という。）が閉鎖され、令和2年10月までの工期で解体作業が進められています。</p> <p>商工会議所等から、この用地を市が購入し、道の駅を整備等するよう求める要望書が提出されたことを受け、令和元年7月から、土地利活用検討協議会（以下「協議会」という。）による協議及び土地利用可能性調査等を実施してきました。</p> <p>協議及び土地利用可能性調査に基づき、本年7月14日の政策会議においてJT研究所跡地に関する対応方針が決定されましたので、報告するものです。</p>	
概要	<p>JT研究所跡地に関する対応方針</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 JTが安全性研究所周地の売却処分を決定した場合、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、優先的に買取協議を行うことが可能となるが、有償取得はしない。 2 JTに対し、土地利用可能性調査の内容や土地利活用検討協議会の意見等を踏まえ、次の事項を要望していく。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 明治期から続く葉たばこ耕作を通じた本市とのつながりの証となる資料館整備等の取組 (2) 賑わいの創出や経済の活性化に寄与するとともに、地域貢献や周辺環境に調和した土地活用の実現 3 地域貢献や地域との共生に積極的な民間事業者の進出を促進するため、誘導施策の検討に取り組んでいく。 <p>詳細については、別紙資料「日本たばこ産業株式会社安全性研究所跡地に関する対応方針」のとおり</p>	

経過	平成30年2月	J Tが施設老朽化等を理由に、研究所の市外への機能移転を決定
	〃 6月	本市、秦野商工会議所及び秦野市農業協同組合の連名で、J Tに対し、研究所移転後の跡地の利活用等に関する要望書を提出
	平成31年2月	秦野商工会議所及び秦野市農業協同組合の連名で、本市に対し、研究所移転後の跡地への「道の駅」整備等の要望書が提出される。
	令和元年 5月	機能移転が完了し研究所が閉鎖
	〃 7月	J Tが研究所の解体工事に着手（令和2年10月完了予定）
今後の進め方	〃 7月	
	～令和2年 3月	協議会を設置し、意見を求めながら経済活性化や観光振興の観点から、道の駅の他、防災公園、民間開発を含む土地利活用の可能性検討調査を実施（協議会は4回開催） 対象地の特性（立地、法規制等）を踏まえた土地利活用の可能性検討調査の結果、道の駅及び防災公園は課題が多く、現状では公費負担の伴わない民間開発が適しているとの結論に至る。
	〃 7月	政策会議において、J T研究所跡地に関する対応方針を決定
	令和2年8月	議員連絡会にて報告
	〃 8月以降	J Tに対し、土地利用可能性調査等の内容を踏まえた要望を実施 地域貢献や地域との共生に積極的な民間事業者の効果的な誘導施策の検討

日本たばこ産業株式会社安全性研究所跡地に関する対応方針

1 目的

令和元年5月に本市名古屋木の国道246号及び県道70号の交差点に立地する日本たばこ産業株式会社（以下「JT」という。）安全性研究所が閉鎖され、現在、その後の取扱方針が未定のまま更地化だけが決定され、令和2年10月までの工期で解体作業が進められています。

JTが安全性研究所用地（約19,320平方メートル）の売却処分を決定した場合に、本市の対応を迅速かつ的確に決定するため、令和元年度に実施した土地利用可能性調査等に基づき、その方針を定めたものです。

2 方針の内容

- (1) JTが安全性研究所用地の売却処分を決定した場合、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、優先的に買取協議を行うことが可能となりますが、対象用地の有償取得はしないこととします。
- (2) JTに対し、土地利用可能性調査の内容や土地利活用検討協議会の意見等を踏まえ、次の事項について要望をしていきます。
 - ア 明治期から続く葉たばこ耕作を通じた本市とのつながりの証となる資料館整備等の取組
 - イ 賑わいの創出や経済の活性化に寄与するとともに、地域貢献や周辺環境に調和した土地活用の実現
- (3) 地域貢献や地域との共生に積極的な民間事業者の進出を促進するため、誘導施策の検討に取り組んでいきます。

1 経過

日本たばこ産業株式会社（以下「JT」という。）安全性研究所が、令和元年5月に閉鎖されることで、明治時代から長年にわたり、本市産業の中心的な役割を担ってきたJT関連施設が市内から全て無くなることとなった。

JTでは、閉鎖後の安全性研究所用地について、その後の取扱方針が未定のまま更地化だけが決定され、令和2年10月までの工期で解体作業が進められている。

このため、本市では、平成30年6月に秦野商工会議所及び秦野市農業協同組合と連名で、JTに対し「賑わいの創出や経済の活性化に寄与する土地の利活用」及び「葉たばこ耕作に関する資料保存や資料館整備等の取組」を要望事項とする要望書を提出した。

また、平成31年2月には、秦野商工会議所及び秦野市農業協同組合から本市に対し、「道の駅」をはじめとする地域経済の活性化に資する土地活用の検討を求める要望書が提出された。

こうした経過を踏まえ、JTが安全性研究所用地の処分を決定した場合に、本市としての対応方針を迅速かつ的確に決定する際の参考とするため、令和元年度に土地利用可能性調査と、識者や関係機関、自治会などを構成員とする検討協議会を立ち上げ、望ましい土地の利活用についての検討を実施した。

2 土地利用の可能性調査結果と検討協議会としての意見

(1) 土地利用の可能性調査結果

ア 調査の概要

対象敷地の現状（都市計画上の位置付け、地形の特徴、土地価格評価等）、周辺の自動車交通量及び公共施設、関連計画や法令等の整理などの基礎調査のほか、アンケート調査、民間企業及び関係機関ヒアリング結果などを踏まえ、期待される導入機能の検討、土地利用のケース検討を実施した。

イ 調査結果等

対象敷地は、都市計画法の用途地域が、南側の部分は準住居地域、残りの北側の部分は第一種低層住居専用地域に指定されているため、土地利用の内容によっては、用途地域の制限への対応として、用途地域の見直しや用途規制の特例許可という手段を講じる必要が生じる。しかし、

対象敷地周辺は、低層戸建て住宅地であるため、直ちに用途地域を変更することは、良好な住環境への影響が懸念され、これらに対する十分な配慮が必要となる。

また、公共施設再配置計画では、市を取り巻く社会経済状況、公共施設の現況と課題、検討委員会からの提言内容を踏まえ、「原則として、新規の公共施設(ハコモノ)は建設しない」ことを基本方針の一つとして掲げている。

このような要件と、国道246号及び県道70号の交差点に立地し、有効な利活用を図ることにより、経済活性化や観光振興の効果も期待される一団の土地でもあることから、道の駅、防災公園、民間開発の3つの土地利用パターンについて検討し、可能性と課題について整理した。

なお、対象敷地に期待される導入機能は、次のとおりとした。

	対象敷地に期待される導入機能	民間開発での店舗等イメージ
1	山とまちをつなぐ情報の受・発信	情報交流コーナーなどの設置
2	山岳スポーツ等の活動の展開	アウトドアスポーツ用品店
3	「商い」活動の創出・展開	地場産品等の販売 レストラン・カフェ
4	「農的」活動の複合的展開・連携	
5	大規模災害時の防災拠点機能	防災に関する協定

土地価格評価については、対象敷地に面する県道70号相続税路線価格(公示地価の8割程度)56,000円/㎡、固定資産税路線価(公示地価の7割程度)51,000円/㎡から、実勢価格の目安となる対象敷地の公示価格を推計すると70,000円/㎡~72,900円/㎡となり、面積1.9haの土地価格は13億3,000万円~13億8,510万円となる。

また、参考に相続税路線価及び固定資産税路線価に面積1.9haを乗じて算出すると9億6,900万円~10億6,400万円となる。

なお、本市の不動産に精通している不動産鑑定士に意見聴取したところ、第一種低層住居専用地域と準住居地域にまたがっており、都市計画法上の規制はあるが、50,000円/㎡(9億5,000万円)以下は考えにくいとの意見をいただいている。

対象敷地の取得は、多大な費用が想定され、本格的な人口減少・少子高齢化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、さらに厳しい財政状況が続くことが見込まれることから、大きな課題となる。

(ア) 道の駅

道の駅は、情報発信機能や地域連携機能、防災機能等を有することから、表丹沢への入口としての情報発信やアウトドアスポーツの拠点機能などの期待される導入機能を、多く取り入れられる可能性がある。

しかし、国・県に対するヒアリングの結果から、道路管理者が費用の一部を負担する「一体型」での整備の可能性は極めて低いことから、市町村が全ての費用を負担する「単独型」での整備となり、多大な財政負担等が生じるという大きな課題が確認された。

また、道の駅はトイレや駐車場等が24時間利用できるため、夜間に大型トラック等による騒音、振動、光等の問題が想定され、戸建て住宅地が隣接する対象敷地の立地特性からも、近隣住民との合意形成等が大きな課題となる。

(イ) 防災公園

防災公園は、都市公園として整備することになるが、P-PFIを活用することで、道の駅に比べ一定の制約はあるものの、公園という屋外空間を生かしたアウトドア型の民間施設やレストランなどの商業施設を誘致できる可能性があるとともに、防災備蓄倉庫、耐震性貯水槽、ヘリポート等の充実した防災機能の整備も可能となる。

しかし、都市計画公園（近隣公園）として、国の補助を受ける場合、都市計画マスタープランや地域防災計画等での位置付けなどのほかに都市計画決定も必要となるが、その前提として、対象敷地が本市において都市計画公園として、望ましい立地であるかの検討などを行い、その理由を明確にするなど、手続に多くの時間を要することが大きな課題となる。

また、土地取得費、公園整備費の一部は国の補助対象となり、P-PFIを活用することで商業施設などの収益施設は民間事業者の負担となるが、新たな大規模の公園としての維持管理費等の財政負担が生じる課題もある。

(ウ) 民間開発

対象敷地全体を開発する場合、建築基準法上、過半の用途地域に従うため、第一種低層住居専用地域となることから、戸建て住宅や共同住宅、学校、福祉施設などに限定される。

ただし、準住居地域が敷地面積の過半を占めるように、全体を分割

することで、商業系の土地開発が可能になる。その際の最大有効敷地面積は約1.6haであり、建築可能な商業施設の延床面積の上限は10,000㎡となる。

民間開発の場合、業態によるが、アウトドアスポーツ用品店や大型食品スーパー、宿泊施設が進出するのであれば、観光情報等の発信、地場産品等の販売、レストランやカフェ、災害時の備蓄品提供や帰宅困難者の支援などの可能性も想定される。

民間事業者に、このような機能を担ってもらうためには、固定資産税・都市計画税等の減免や特例等の参入しやすい環境整備などが必要となる。

地域貢献や地域との共生に積極的な民間事業者の誘導を図るため、本対象敷地に限定せず、効果的な在り方を検討していく。

(2) 検討協議会としての意見

秦野たばこ試験場があった歴史的経緯や国道246号と県道70号の交差点に位置するという立地条件を踏まえ、安全性研究所用地が本市と周辺地域にとって望ましい土地活用となるようJT及び本市に対し、協議会として、次のとおり意見が示された。

ア JTに求める事項

- (ア) 今後も秦野市のにぎわい創出や経済の活性化に寄与する土地活用を継続していただきたい。
- (イ) 今後の土地活用に当たり、葉たばこ耕作にまつわる歴史を後世に伝えるため、秦野における葉たばこ耕作の歴史を伝える施設整備等を行っていただきたい。
- (ウ) やむを得ず土地を処分する場合は、にぎわい創出や経済の活性化に寄与する土地活用となるよう特段の配慮を行っていただきたい。
- (エ) 現在行っている建物解体等に関しては、アスベスト処理や土壤汚染対策、埋蔵文化財の調査等を適法かつ適切に行っていただきたい。
- (オ) 対象敷地内の既存樹木は、地球温暖化を抑制するとともに、地域の想いを次代につなぎ、緑豊かな景観を残すため、保全していただきたい。

イ 本市に求める事項

- (ア) 多額の財政負担を伴い、土地活用を行う場合は、維持管理を含め、公益性の観点から必要性を十分に検討した上で判断すべきである。

- (イ) 「道の駅」、「防災公園」等を整備する場合は、その土地取得及び施設等整備が必要となるため、持続可能な財政運営が求められる中、J Tからの土地取得は、国等の補助金を可能な限り活用し、公費負担を最大限抑制した取得に限定するべきである。
- さらに、整備や運営管理についても、原則、民間事業者主体とするなど、公費負担のない形で実施する必要がある。
- (ウ) 「民間開発」により、地域活性化に資する産業・観光振興の効果を発揮するためには、J Tに対して、地域貢献が可能な民間事業者への土地処分と周辺環境に調和した土地活用となるよう、強く働きかけを続けていくことが必要である。
- (エ) 地域貢献や地域との共生に積極的な民間事業者に、新たな土地活用を担ってもらうためには、企業誘致に関する条例の対象拡大や地域貢献に関する指針の策定などにより、しっかり誘導していくことが必要である。

ウ 検討協議会の構成

分野	団体名	所属	職名
学識	東海大学	工学部	教授
学識	株式会社 P H P 研究所		主任研究員
市民	東地区自治会連合会		会長
市民	小金沢自治会		会長
市民	落合東自治会		会長
事業者	秦野市農業協同組合		専務理事
事業者	秦野商工会議所		会頭
事業者	公益社団法人秦野青年会議所		理事長
事業者	一般社団法人秦野市観光協会		代表理事
金融	中栄信用金庫	地域支援部	部長
行政	秦野市	政策部	部長
行政	秦野市	環境産業部	部長
行政	秦野市	都市部	部長

部長会議付議事案書（報告）

（令和2年8月11日）

提案課名 提案課名 行政経営課 戸籍住民課
報告者名 五味田直史 原田真智子

<p>事案名</p>	<p>窓口業務サービスの拡充及び見直しについて</p>	<p style="text-align: center;">有 資料 無</p>
<p>提案趣旨</p>	<p>駅・公民館連絡所（以下「連絡所」という。）における住民票の写し等の諸証明の交付について、①市役所の閉庁日には取得できない証明がある、②駅連絡所における水曜日の夜間対応は取扱時間帯が他の曜日と異なることから分かりづらい、といった課題があります。そのため、令和3年1月から、コンビニ交付サービスの開始及びオープンシステムへの移行に合わせて戸籍システムを稼働対応することにより、取得できる諸証明を拡充し、さらに時間帯を整理して、市民に分かりやすいサービスの提供を図るものです。</p> <p>また、市民に対して連絡所やコンビニ交付サービスの利用を促すとともに、土日開庁日の設定を見直し、さらに、死亡後の手続きに関する新たなワンストップサービスを開始するなど、連絡所及び本庁舎の窓口業務サービスのあり方を見直すものです。</p>	
<p>概要</p>	<p>令和3年1月から、以下の1～3の拡充及び見直しをします。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 連絡所における諸証明の交付について、年末年始を除く毎日（公民館は月1回の休館日を除く）対応できるようにします。また、駅連絡所における水曜日夜間（夜8時まで）の取扱いを中止します。 2 戸籍住民課に（仮称）おくやみ窓口を設置し運用を開始します。 3 土日開庁日を、「第2土曜日を除く土曜日及び第2土曜日翌日の日曜日」から「第2土曜日及び第4日曜日」に変更します。 <p>※ 窓口繁忙期の3月及び4月は、3月下旬及び4月上旬にそれぞれ1回開庁日を追加します。</p>	
<p>経過</p>	<p>令和元年 7月 政策会議において、コンビニ交付の開始と窓口業務のあり方の見直しも含めた検討について決定</p> <p>〃 11月 土日開庁に関するWebアンケート（広報広聴課）を実施</p> <p>令和2年 2月 土日開庁に関する窓口利用者アンケートを実施</p>	
<p>今後の進</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 令和2年8月 会派懇において説明及び意見交換 2 〃 9月以降 市HPや広報はだの、自治会組回覧等で市民等へ周知 3 令和3年1月 見直しに沿った窓口サービスへの移行 	

現 在

新（令和3年1月～）

曜日により取得できる諸証明の範囲や時間設定が分かりにくい

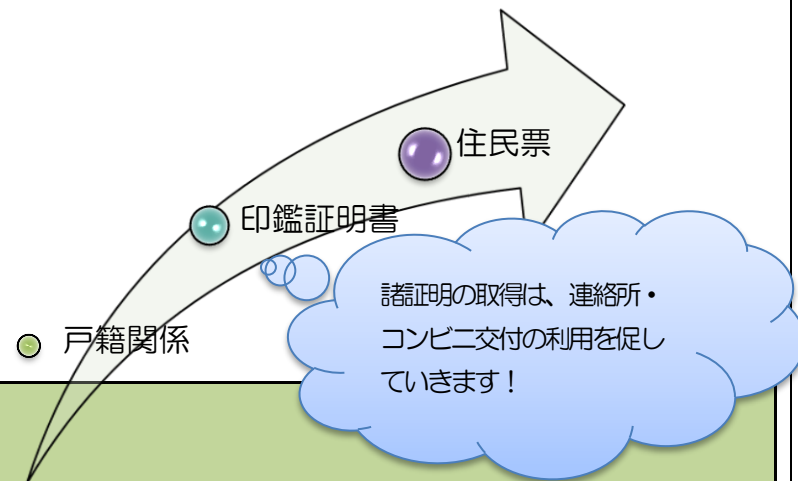
場所	曜日	時間	戸籍 関係	印鑑 証明	住民票・ 記載事項証明	住民票 除票	税務 証明
公民館内	月～金	8:30～17:00	○	○	○	○	○
駅	月～火 木～金	8:30～17:00	○	○	○	○	○
	水（休日除く）	11:30～17:00 17:00～20:00	○	○	○	○	×
全て	土	8:30～17:00	市役所 開庁日 のみ	○	○	市役所 開庁日 のみ	市役所 開庁日 のみ
	日	8:30～17:00	市役所 開庁日 のみ	○	○	市役所 開庁日 のみ	市役所 開庁日 のみ

オープンシステムの導入と戸籍システムの稼働対応により、連絡所において諸証明が毎日取得可能！分かりやすい！

場所	曜日	時間	戸籍 関係	印鑑 証明	住民票・ 記載事項証明	住民票 除票	税務 証明
全て	毎日 (年末年始・休館日を除く)	8:30～ 17:00	○	○	○	○	○

コンビニ交付サービス開始により早朝・夜間、市外でも諸証明が取得可能！

場所	曜日	時間	戸籍 関係	印鑑 証明	住民票	住民票 除票	税務 証明
コンビニ等	毎日 (年末年始を除く)	6:30～ 23:00	×	○	○	×	○



開庁日が分かりにくい
第2土曜日を除く土曜日 及び 第2土曜日の翌日の日曜日
 8:30～17:00（昼休み1時間除く）
 年間50回程度の開庁

土日開庁

- 戸籍住民課：諸証明の交付、住民異動届、印鑑の登録・廃止、戸籍届、マイナンバーカード交付など
- 資産税課：税務諸証明交付、償却資産の申告受け付けなど
- 市民税課：原動機付自転車の登録・廃車など
- 債権回収課：市税収納業務、納税相談など
- 国保年金課：国保加入・喪失、国民年金届出・免除申請など
- 障害福祉課：福祉タクシー券の交付、障害者手帳の申請など
- 子ども家庭支援課：母子健康手帳の交付、妊娠届出書の受付
- 高齢介護課：利用者負担限度額申請の受付、介護・要支援認定等の申請など
- 保育子ども園課：保育所入所申請の受付（11月）

開庁日の設定を見直し 分かりやすい！
第2土曜日 及び 第4日曜日
 8:30～17:00（昼休み1時間除く）
 年間24回の開庁

*窓口繁忙期の3月及び4月は、3月下旬及び4月上旬にそれぞれ1回開庁日を追加します。
 （9月の第4日曜日にたばこ祭を開催する場合は、別の日程を設定します。）

*上記にかかわらず、市民税課、高齢介護課及び保育子ども園課が行う土日開庁については、以下のとおりとします。

- ・市民税課：通年から2月及び3月のみの窓口対応
- ・高齢介護課：通年から7月のみの窓口対応
- ・保育子ども園課：11月のみとするが、上記開庁日のほか第1・第3土曜日を加えた月4回対応

新たなワンストップサービスの開始！

- ・戸籍住民課に窓口を設置します。
- ・事前予約制（土日開庁日も予約可）により待ち時間を緩和します。
- ・必要な書類を事前作成して手続きの負担を軽減します。

マイナンバーカードを利用したコンビニ交付サービスについて

マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニエンスストア等に設置されているマルチコピー機から住民票の写し等の証明書を取得できるサービスを開始します。

1 開始日

令和3年1月29日（金）

2 利用可能時間

午前6時半から午後11時まで（12月29日～1月3日は休止）

3 利用可能店舗

全国約55,000店のコンビニエンスストア等

4 取得できる証明書等の種類

- (1) 住民票の写し
- (2) 印鑑登録証明書
- (3) 税証明（最新年度の「市県民税課税証明書」）

5 費用（月額税込み）

- (1) システム構築費（賃借料含む） 68万7,500円
- (2) 地方公共団体情報システム機構負担金 39万9,000円

※証明書1通につき117円の委託手数料をコンビニ事業者へ支払う。

6 コンビニ交付サービスの実施状況（令和2年7月15日現在）

- (1) 全国1,724自治体中749市区町村が実施（43.4%）
- (2) 県内19市の実施状況（16市で実施済み）

平成30年度までに実施済 （14市）	横浜市、川崎市、相模原市、藤沢市、茅ヶ崎市 厚木市、大和市、座間市、鎌倉市、平塚市 伊勢原市、綾瀬市、小田原市、海老名市
令和元年度に実施（2市）	南足柄市(7/1～)、横須賀市(2/17～)
未実施（3市）	逗子市、三浦市、 秦野市

部長会議付議事案書（報告）

(令和2年8月11日)

提案課名 環境共生課

報告者名 谷 芳生

<p>事案名</p>	<p>秦野名水の活用戦略案について</p>	<p style="text-align: center;">(有)</p> <p>資料</p> <p style="text-align: center;">無</p>
<p>提案趣旨</p>	<p>平成30年3月の秦野市行財政調査会行財政最適化支援専門部会が作成した「秦野名水のブランド活用について」の行財政最適化支援報告書を受け、本市の固有の地域資源である秦野名水を有効活用していくため、秦野名水の活用戦略案を作成しましたので、報告するものです。</p>	
<p>概要</p>	<p>1 目的</p> <p>「秦野名水」を秦野固有の地域資源として位置付け、「秦野名水」を中心とした活用戦略を展開することで、秦野の知名度の向上及び地域経済の活性化を推進し、『「名水の里秦野」のブランド力向上と市民の郷土愛・地域アイデンティティの醸成』を図る。</p> <p>2 戦略の柱</p> <p>(1) 秦野名水の価値を高めるための魅力発信</p> <p>(2) 秦野名水に触れられる施設や空間の整備・活用</p> <p>(3) 秦野名水を活用した個別商品のブランド化に対する支援</p> <p>(4) 市民共有の財産にふさわしい秦野名水の利活用の促進</p> <p>3 計画期間</p> <p>令和2年度から令和6年度までの5か年</p>	
<p>経過</p>	<p>平成30年10月 地下水利活用研究部会を「秦野名水の（ブランド）活用」に関する庁内会議と位置付け</p> <p>令和 元年 5月 地下水利活用研究部会にて活用戦略案について協議</p> <p>～令和2年 4月</p> <p>令和 2年 5月 地下水利活用調整会議（書面開催）にて活用戦略案の意見照会</p> <p>” 7月 秦野名水利活用推進会議（書面開催）にて活用戦略案の意見照会</p> <p>秦野市地下水保全審議会に活用戦略案を提出、意見照会</p>	

今後の進め方	令和 2年	8月17日	議員連絡会にて報告（意見聴取：9月24日まで）
	〃	8月18日	パブリック・コメントの実施（意見募集：9月17日まで、広報はだの8月15日号掲載）
	〃	10月	活用戦略策定



秦野名水の活用戦略(案)

令和2年(2020年)〇〇月

秦野市

目次

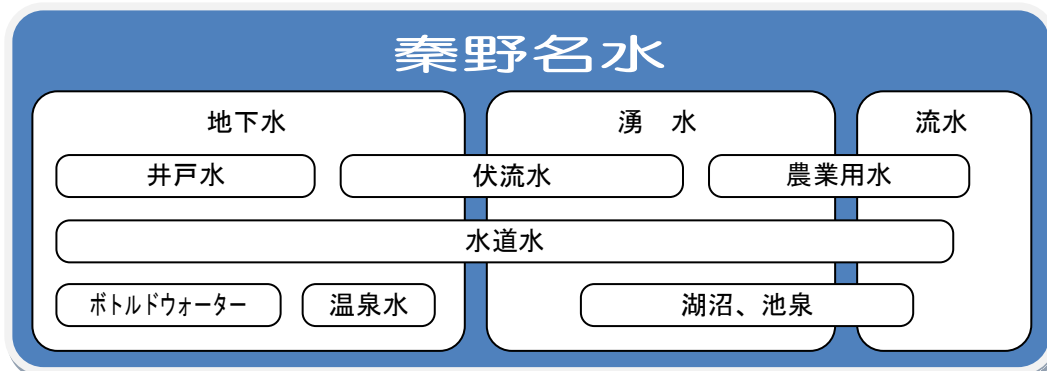
1	活用戦略の趣旨・位置付け	1
2	計画期間	1
3	現況と課題	2
4	活用戦略の目的	3
5	戦 略	4
6	評価の指標と推進体制	9



「秦野名水」とは

秦野市域に存在する地下水を水源とする水の呼称で、市民共有の財産として先人達から受け継いできた誇りと名水百選の地としての水の価値をわかりやすく表現したものです。

水道水をはじめ、生活に密着した利活用が図られており、人々の郷土愛によって培われた名水です。



注1) 下水道水（汚水・雨水）、処理水、雨水は対象外。

注2) 県水を含む水道水は、地下水と合わせて配水しているため、秦野名水に含む。

1 活用戦略の趣旨・位置付け



人口減少・少子高齢化が進展する中で、限られた資源（ヒト・モノ・カネ）を効率的に活用し、最大限の効果を引き出すためには、施策の実施に当たり、その「目的・手段・効果」に一貫性・整合性を持たせる必要があります。

そこで、本市の固有の地域資源である秦野名水を有効活用していくため、『**秦野名水の活用戦略**（以下「活用戦略」という。）』を策定しました。

なお、活用戦略の推進に当たっては、「秦野市地下水総合保全管理計画」及び「秦野名水の利活用指針」を踏まえ、「健全で持続可能な水循環の創造」を目指すため、地下水の量と質を保全しながら、そのバランスの中で、地下水の利活用を図っていくこととします。

○ 秦野市地下水総合保全管理計画 … 「健全で持続可能な水循環の創造」

【3つの目標】

- ・ 名水の保全と利活用～名水百選「秦野盆地湧水群」の保全と利活用～
- ・ 安定的な水収支 …～豊かな地下水と地下水盆の保全～
- ・ 安全な地下水 …～飲料水として安全な地下水の供給～

○ 秦野名水の利活用指針 … 「秦野の地域特性を生かした利活用」

【目標】

- ・ 水収支を考慮した水量、水質を維持した持続可能な利活用
- ・ 市内各地域の環境、社会特性を踏まえた利活用
- ・ 里地里山の保全・再生、活用と調和した利活用
- ・ 秦野名水の名声を広める利活用
- ・ 市民の誇りとしての共通認識や公水として保全する意識を高め、郷土愛を育む利活用

2 計画期間



活用戦略の計画期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とし、関連する諸計画の見直しや社会情勢等の変化などにより、必要に応じて見直しを行います。

平成30年3月に秦野市行財政調査会行財政最適化支援専門部会が作成した「秦野名水のブランド活用について」の行財政最適化支援報告書を受け、職員で構成する地下水利活用研究会において、現状と課題を整理しました。

(1) 取組みに対する統一性や一貫性がない。

秦野名水のブランド活用に係る施策について、情報発信は広報を、地域資源を活用した生産物は産業及び農業を所管する部署など、役割により担当部署が分かれており、取組みに統一性や一貫性がない。取組みのブレや迷いをなくし、実効性を高めるため、秦野名水を中心に、目的・ビジョンを明確にし、関係各課等で共有する必要がある。

(2) 「はだのブランド」における付加価値が明確でない。

はだのブランドは、「秦野生まれ」、「秦野育ち」、「秦野発」を条件とする個別商品を取りまとめた総合ブランドとして位置付けているが、秦野のブランドを確立させていくためには、「日本一おいしく、価値の高い水でつくられており、おいしい」といった地域特性を生かした差別化につながるストーリー（付加価値）を与えることが重要である。そのため、秦野名水をブランド体系の柱の一つとして位置付け、他の商品と差別化されるための地域特性を生かした付加価値を与える必要がある。

(3) 市外からの観光客を受け入れる環境が整備されていない。

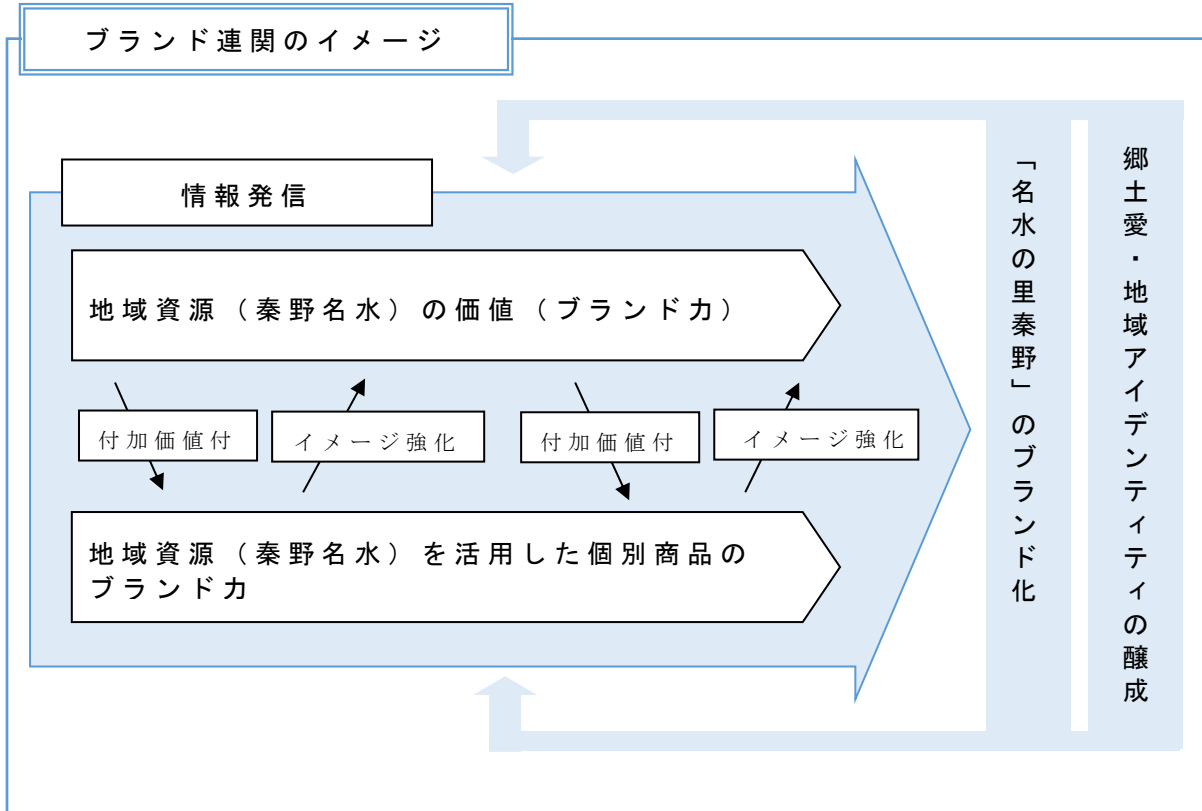
湧水群を歩くイベントは行われているが、山や桜と比べると秦野名水は、市外からの観光客を受け入れるまでの環境が整っていない。市外の人に向けた環境整備は、結果として市民にとっても憩いの空間となっていくという効果も期待できる。費用対効果に考慮しながら、湧水施設等の整備について検討していく必要がある。



「名水の里秦野」のブランド力向上と 市民の郷土愛・地域アイデンティティの醸成

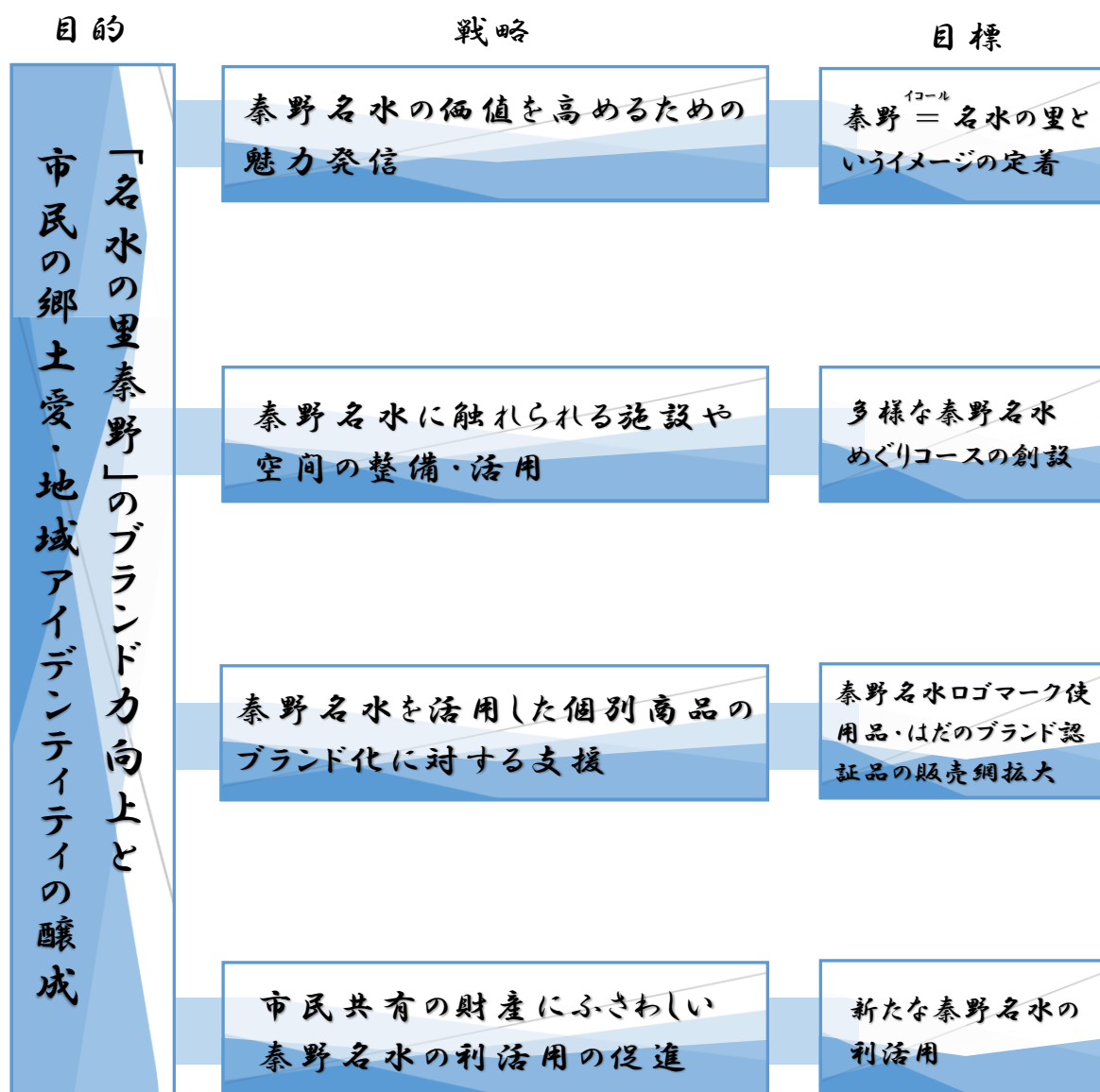
現状と課題を踏まえ、「秦野名水」を秦野固有の地域資源として位置付け、「秦野名水」を中心とした活用戦略を展開することで、秦野の知名度の向上及び地域経済の活性化を推進し、『「名水の里秦野」のブランド力向上と市民の郷土愛・地域アイデンティティの醸成』を図ることを活用戦略の目的とします。

また、秦野名水を通じて、水の大切さや安全な水に対する意識を高めることで、SDGsの目標6「安全な水とトイレを世界中に」、目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」の実現を推進します。





活用戦略の目的を実現するためには、秦野名水の認知度を高め、秦野名水のブランド力を向上させる必要があります。そこで、今後5年間で重点的に取り組む戦略を設定します。



(1) 秦野名水の価値を高めるための魅力発信

環境省の名水百選の認定、過去に地下水位の低下と化学物質による地下水の汚染という量と質に関する二つの危機を、市民・事業者・行政が一体となり乗り越えてきた取組み・歴史があることなど、市固有の地域資源である秦野名水の価値を様々な媒体を通じて、市内外に積極的に情報を発信していきます。

市民力を生かした秦野名水の保全と利活用に取り組むことで、秦野名水への理解を深め、名水の里・秦野に住む誇りを感じてもらい、郷土愛・地域アイデンティティの醸成を図ります。

名水の里秦野の魅力である名水を育む豊かな自然、おいしい水道水、名水が育む新鮮な地場産の農産物などについて、市内外へ情報を発信し、交流人口・関係人口・定住人口の増加に寄与します。

《具体的な施策》

【新規施策】

- ◎ 秦野名水名人講座を開催し、受講者による秦野名水名人講を創設

【既存施策の充実】

- モニター広告、TVデータ放送、SNS、YouTube、ブランドアンバサダー等による秦野名水の情報発信
- 秦野名水ロゴマークの名刺、チラシ、パンフレット等への使用拡充
- 秦野名水フェスティバル等の啓発活動の充実、各種イベントにおける秦野名水のPR
- 名水百選選抜総選挙「おいしさが素晴らしい名水部門」第1位のボトルウォーターによる秦野名水のPR
- エコスクールによる次世代を担う子供たちへの環境教育
- 地下水保全と関連する施策(自然環境保護、里地里山保全等)と連携した秦野名水の啓発

《目標》

秦野^{イコール} = 名水の里というイメージの定着

(2) 秦野名水に触れられる施設や空間の整備・活用

市内各地に点在する湧水や曾屋水道など、秦野名水を直接感じ、触れることができる湧水・親水施設や空間を整備し、観光やシティプロモーションに活用します。

《具体的な施策》

【新規施策】

- ◎新東名高速道路秦野サービスエリアへの親水施設の整備
- ◎埋もれている湧水等の調査、新たな名水めぐりコースの検討
- ◎森林セラピーロードへの秦野名水の活用

【既存施策の充実】

- 水道関連施設のまち歩き拠点への活用
- 紀伊ノ守水源の計画的な整備
- 曾屋水道記念公園の再整備
- 秦野名水の拠点施設の再整備と活用（今泉名水桜公園・弘法の清水・まいまいの泉・秦野駅北口広場の水場）
- ハダ恋みっけもんの旅への新たな湧水めぐりの組込み

《目標》

多様な秦野名水めぐりコースの創設

(3) 秦野名水を活用した個別商品のブランド化に対する支援

消費者にとって分かりやすく、受け入れやすいように、地域特性を生かした差別化につながるストーリー（付加価値）を与えることで、秦野名水を活用した個別商品のブランド力の強化を図ります。

《具体的な施策》

【新規施策】

◎はだのブランド認証品への付加価値の付与（秦野名水育ち、秦野名水仕込み等）

【既存施策の充実】

○秦野名水ロゴマークの使用について、商店会・J A等への普及啓発

○ボトルドウォーター「おいしい秦野の水」の商品価値の強化

《目標》

秦野名水ロゴマーク使用品・はだのブランド認証品の販売網
拡大

(4) 市民共有の財産にふさわしい秦野名水の利活用の促進

秦野名水名人とともに、「使う・守る・育てる・伝える」活動をすることで、先人から受け継いだ秦野名水を後世へと引き継いでいきます。

将来にわたって持続的に秦野名水を利活用していくため、量と質の保全への配慮や秦野名水の名声を高めるなどの要件を備えた市民共有の財産にふさわしい利活用を促進します。

《具体的な施策》

【新規施策】

- ◎ 秦野名水名人講による「使う・守る・育てる・伝える」活動
- ◎ 秦野盆地地下構造の新モデルに基づく、持続可能な新たな利活用の可能性の検討
- ◎ 秦野名水を通じたSDGs・社会貢献

【既存施策の充実】

- 地域で活躍する秦野名水名人による秦野名水の保全と利活用の推進
- 健全で持続可能な水循環の創造と監視
- 災害対策として、地域コミュニティを活用した災害時協力井戸や公共的な水場の管理
- 既存井戸（休止井戸を含む。）の有効活用の促進

《目標》

新たな秦野名水の利活用

6 評価の指標と推進体制



活用戦略の進捗の管理に当たっては、評価の指標を設定するとともに、評価・検証を行い、必要に応じて取組み内容を見直すPDCAサイクルを重視し、その実効性を高めます。

なお、地下水利活用研究部会において評価・検証を行い、秦野名水利活用推進会議及び地下水利活用調整会議に報告するとともに、公表していきます。

(1) 評価の指標

目標年を戦略の最終年度である令和6年度とし、次のとおり目標値を設定します。

ア 秦野＝名水の里というイメージの定着

指 標	R 1 現状値	R 6 目標値
秦野名水ロゴマークの使用承認数（累計）	81件	160件
秦野名水名人講の会員数（累計）	0名	40名

イ 多様な秦野名水めぐりコースの創設

指 標	R 1 現状値	R 6 目標値
秦野名水めぐりコース数（累計）	0コース	6コース
森林セラピー体験イベント回数	7回	14回

ウ 秦野名水ロゴマーク使用品・はだのブランド認証品の販売網拡大

指 標	R 1 現状値	R 6 目標値
秦野ブランド認証品（水関連商品）の年間売上額	44,000千円	46,000千円
秦野ブランド認証品（水関連商品）の認証品数（累計）	4品	7品

エ 新たな秦野名水の利活用

指 標	R 1 現状値	R 6 目標値
新規井戸の許可数	0件	1件
監視基準井戸の警戒水位（117m）以上	121.8m	121.6m

(2) 推進体制

ア 秦野名水利活用推進会議（主宰：市長）

- ・地下水の持続可能な利活用を図るための施策等の検討
- ・利活用の方針決定

イ 地下水利活用調整会議（主宰：環境産業部長）

- ・地下水の利活用に関する課題の調査・研究・検証

ウ 地下水利活用研究部会（主宰：環境共生課長）

- ・秦野名水のブランド活用に関する取組みの検討

(3) 公表

秦野市の公式ホームページにて公表します。

令和2年（2020年）〇〇月

秦野市 環境産業部 環境共生課

秦野市桜町一丁目3番2号

電話 0463-82-5111（代表）

資料2

「秦野名水の活用戦略」の目標設定

戦略目標	指標	R1現状値 (戦略に記載)	R2目標値	R3目標値	R4目標値	R5目標値	R6目標値 (戦略に記載)	根拠	所管課
秦野＝名水の里という イメージの定着	秦野名水ロゴマークの使用承認件数(累計)	81件	102件	115件	130件	145件	160件	毎年15件の増加 ※まち・ひと・しごと創生総合戦略と同じ(R1目標値:87件) ※R2までは総合戦略に記載あり。R3を13件増の115として、そこから15件ずつ増加	環境共生課
	秦野名水名人講の会員数(累計)	0名	0名	10名	20名	30名	40名	毎年10名の増加(講座参加者20名)	環境共生課
多様な秦野名水めぐり コースの創設	秦野名水めぐりコース数(累計)	0コース	0コース (調査)	0コース (調査)	2コース	4コース	6コース	2か年で湧水地調査・環境整備を行いコース選定	観光振興課
	森林セラピー体験イベント回数	7回	10回	11回	12回	13回	14回	名水にかかわる体験コースにおける森林セラピー体験のイベント回数 戸川公園、葛葉の泉、春嶽湧水、葛葉峡谷、弘法山、ヤビツ峠 ※新総合計画と同じ	環境共生課
秦野名水ロゴマーク使 用品・はだのブランド認 証品の販売網拡大	秦野ブランド認証品(水関連商品) の年間売上額	44,000千円	44,000千円	45,000千円	45,000千円	46,000千円	46,000千円	前年度比1%の増	産業振興課
	秦野ブランド認証品(水関連商品) の認証品数(累計)	4件	4件	5件	5件	6件	7件	おおむね2年に1件のペースで認証を得られる商品を発掘する	産業振興課
新たな秦野名水の利 活用	新規井戸の許可数	0件	0件	0件	1件	1件	1件	新東名高速道路サービスエリアでの井戸設置	環境共生課
	監視基準井戸の警戒水位(117 m)以上	121.8m	121.6m	121.6m	121.6m	121.6m	121.6m	監視基準井戸H29.9-R23の平均水位、警戒水位以上 ※新総合計画・地下水総合保全管理計画と同じ	環境共生課

部長会議付議事案書（報告）

（令和2年8月11日）

提案課名 まちづくり計画課

報告者名 佐藤靖浩

<p>事案名</p>	<p>「秦野市生産緑地地区の指定に関する基準を定める要綱」の制定について</p>	<p style="text-align: center;">(有) 資料 無</p>																
<p>提案趣旨</p>	<p>本市の生産緑地については平成4年に当初指定を行なった後、平成5年以降の指定に関しては、国の通達をもとに市の追加指定方針を策定し、事務処理を行なってきました。</p> <p>平成27年の都市農業振興基本法の制定により、農地が「都市にあるべきもの」として位置づけが転換され、平成29年には生産緑地法の一部改正、令和元年には生産緑地の区域の規模に関する条例を制定しました。</p> <p>生産緑地制度を取り巻く環境が大きく変化してきた中で、生産緑地の運用を見直し、指定に関する基準について、新たに要綱として制定したものです。</p>																	
<p>概要</p>	<p>従来、所管課の内規として作成した追加指定方針及び同運用基準に従い事務処理を行なってきましたが、法改正や条例制定を機会に、生産緑地について、適正な維持保全に努めるため、追加指定方針及び同運用基準の見直しを行い、新たに生産緑地地区の指定に関する基準を定める要綱として制定しました。</p>																	
<p>経過</p>	<table border="0"> <tr> <td>平成 3年 4月 26日</td> <td>生産緑地法の改正（現行の生産緑地制度創設）</td> </tr> <tr> <td>平成 4年 11月 13日</td> <td>生産緑地地区の都市計画決定（当初指定）</td> </tr> <tr> <td>平成 5年 6月 1日</td> <td>「平成5年以降における秦野市生産緑地地区の追加指定方針」策定</td> </tr> <tr> <td>平成 9年 5月 30日</td> <td>「生産緑地地区の追加指定方針に係る運用」策定</td> </tr> <tr> <td>平成27年 4月 22日</td> <td>都市農業振興基本法制定（都市農地の政策転換）</td> </tr> <tr> <td>平成29年 6月 15日</td> <td>生産緑地法の一部改正（面積緩和、特定生産緑地制度）</td> </tr> <tr> <td>令和 元年 12月 23日</td> <td>生産緑地の区域の規模に関する条例制定</td> </tr> <tr> <td>令和 2年 8月 1日</td> <td>「秦野市生産緑地地区の指定に関する基準を定める要綱」制定</td> </tr> </table>		平成 3年 4月 26日	生産緑地法の改正（現行の生産緑地制度創設）	平成 4年 11月 13日	生産緑地地区の都市計画決定（当初指定）	平成 5年 6月 1日	「平成5年以降における秦野市生産緑地地区の追加指定方針」策定	平成 9年 5月 30日	「生産緑地地区の追加指定方針に係る運用」策定	平成27年 4月 22日	都市農業振興基本法制定（都市農地の政策転換）	平成29年 6月 15日	生産緑地法の一部改正（面積緩和、特定生産緑地制度）	令和 元年 12月 23日	生産緑地の区域の規模に関する条例制定	令和 2年 8月 1日	「秦野市生産緑地地区の指定に関する基準を定める要綱」制定
平成 3年 4月 26日	生産緑地法の改正（現行の生産緑地制度創設）																	
平成 4年 11月 13日	生産緑地地区の都市計画決定（当初指定）																	
平成 5年 6月 1日	「平成5年以降における秦野市生産緑地地区の追加指定方針」策定																	
平成 9年 5月 30日	「生産緑地地区の追加指定方針に係る運用」策定																	
平成27年 4月 22日	都市農業振興基本法制定（都市農地の政策転換）																	
平成29年 6月 15日	生産緑地法の一部改正（面積緩和、特定生産緑地制度）																	
令和 元年 12月 23日	生産緑地の区域の規模に関する条例制定																	
令和 2年 8月 1日	「秦野市生産緑地地区の指定に関する基準を定める要綱」制定																	
<p>今後の進め方</p>	<table border="0"> <tr> <td>令和 2年 8月 17日</td> <td>議員連絡会で報告</td> </tr> <tr> <td>令和 2年 秋 以降</td> <td>特定生産緑地制度に関する説明会にて営農者へ説明 市ホームページ、農協広報誌へ記事掲載</td> </tr> </table>		令和 2年 8月 17日	議員連絡会で報告	令和 2年 秋 以降	特定生産緑地制度に関する説明会にて営農者へ説明 市ホームページ、農協広報誌へ記事掲載												
令和 2年 8月 17日	議員連絡会で報告																	
令和 2年 秋 以降	特定生産緑地制度に関する説明会にて営農者へ説明 市ホームページ、農協広報誌へ記事掲載																	

秦野市生産緑地地区の指定に関する基準を定める要綱

(令和2年8月1日施行)

(趣旨)

第1条 この要綱は、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定による生産緑地地区の指定に関する基準について、同法及び秦野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例（令和元年秦野市条例第13号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、生産緑地法で定める用語の意義の例による。

2 この要綱の規定により農地等を生産緑地として指定するに当たっては、幅員6メートル以下の小規模な道路、水路等を挟んで隣り合う農地等は、一体の農地等とみなす。

(平成4年中に生産緑地の指定の申出ができなかった農地等の指定基準)

第3条 次の各号のいずれかの理由により平成4年中に生産緑地の指定の申出ができなかった農地等であって、その理由となる事実が書面により確認できるものは、生産緑地に指定することができる。

- (1) 農地等の所有権等に係る裁判が係争中であつたため又は禁治産宣告、失踪宣告、地籍混乱、相続手続中等やむを得ない理由により、農地等利害関係人を確定できなかったこと。
- (2) 公的機関により地主と小作人との賃貸借契約が調整中であつたため又は農地等利害関係人が入院加療中であつたため、農地等利害関係人の同意が得られなかったこと。
- (3) 境界の紛争等やむを得ない理由により生産緑地として指定する農地等の位置、区域が特定できなかったこと。

(新たに市街化区域に編入される農地等の指定基準)

第4条 平成4年の生産緑地地区の当初指定の時点で市街化区域でなく、本市が生産緑地の指定について農地等利害関係人の意向を把握していない農地等であつて、土地区画整理事業の施行等に伴う市街化区域への編入により新たに市街化区域となるものについては、その編入時に限り、生産緑地に指定することができる。

(農産物の安定供給の場として一体化が可能な農地等の指定基準)

第5条 農産物の安定供給の場として既存の生産緑地と一体化が可能な農地等

であって、次の各号のいずれかに該当するものについては、生産緑地に指定することができる。

- (1) その農地等（単独では秦野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例に定める条件を満たさない農地等を含む。以下この項において同じ。）が既存の2以上の生産緑地に接しており、かつ、それぞれの接している長さがその農地等の接している部分の辺の長さの2分の1を超えているもの。
- (2) その農地等が一体化されることで既存の生産緑地が整形化され、かつ、次に掲げる要件のいずれかに該当するもの。
 - ア その農地等の全周のおおむね2分の1を超える長さが既存の生産緑地に接していること。
 - イ その農地等との一体化により既存の生産緑地の幅員4メートル以上の道路への接道環境が改善すること。
 - ウ その農地等の1辺と既存の生産緑地の1辺とのおおむねが接していること（その接している部分の長さが、その農地等の最も長い辺の長さの2分の1を超えている場合に限る。）。
- (3) 1ヘクタール以上の既存の生産緑地と一体化されるもの又は一体化されることによりおおむね1ヘクタール以上となるもの
（公共施設等としての利用が見込まれる農地等の指定基準）

第6条 都市計画法（昭和43年法律第100号）第11条第1項各号に掲げる施設が都市計画に定められ、又は定められることが予定されている区域における次の各号のいずれかに該当する農地等であって、生産緑地に指定することにより都市計画事業の施行までの間、空地として保全する必要があるものについては、生産緑地に指定することができる。

- (1) 都市計画施設の区域を貫いている農地等
 - (2) その一部が都市計画施設の区域にあり、その部分の都市計画施設の縁を起点とした垂直線の最長の距離の2倍の距離及びその部分の都市計画施設の縁の距離が、その起点から反対側の都市計画施設の縁までの最長の距離を超える農地等
 - (3) 2分の1を超える面積が都市計画施設の区域と重複する農地等
- 2 前項各号に掲げるもののほか、街区公園に準じた緑地効果が期待できる次の各号のいずれかに該当する農地等については、生産緑地に指定することができる。
- (1) 都市公園、緑地等に隣接する農地等で、その都市公園、緑地等の機能を

維持し、及び増進させることが期待できると認められる農地等

- (2) 半径250メートル以内に都市公園、緑地等がない農地等（工業専用地域を除く。）

（一体とみなす農地等）

第7条 前4条の規定による指定をするときは、次の各号に掲げる要件の全てを満たす農地等については、一体の農地等とみなすことができる。

- (1) 1か所当たり100平方メートル以上の農地等が複数あり、合計で300平方メートル以上となること。
- (2) 指定を受けようとする農地等のうち、それぞれの農地等と直近の農地等との距離が250メートル以下であること。
- (3) 所有者が同一であること。

（広域避難場所等の機能を補完すると認められる農地等の指定基準）

第8条 災害時に秦野市地域防災計画に位置付けられている広域避難場所若しくは第二次避難所（以下この条において「広域避難場所等」という。）に隣接している農地等又は1ヘクタール以上の農地等であって、広域避難場所等の機能を補完するための仮設住宅の設置、救援物資の保管場所等の用途に使用することについて地権者が承諾しているものについては、生産緑地に指定することができる。ただし、果樹園、温室栽培地、ハウス栽培地等その用途に使用することが困難な農地等を除く。

（防災協力農地として登録されている農地等の指定基準）

第9条 防災協力農地として登録されている一体の農地等であって、次の各号のいずれかに該当するものについては、生産緑地に指定することができる。ただし、果樹園、温室栽培地、ハウス栽培地等その用途に使用することが困難な農地等を除く。

- (1) 幅員6メートル以上の公道に2メートル以上接した農地等であって、災害時の復旧資材置場として使用することについて地権者が承諾しているもの
- (2) 地域住民が通行できる幅員1メートル以上の道路又は通路に接した農地等であって、災害時において地域住民が一時避難場所として利用することに地権者が承諾しているもの
- (3) 延焼防止のため、その農地等及び農地等に附随する法面等（道路・水路等を含む。）を介して隣接地相互の間隔をおおむね12メートル以上確保することができる農地等

附 則

この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

「秦野市生産緑地地区の指定に関する基準を定める要綱」の制定について

1 生産緑地の目的・役割

生産緑地地区は、市街化区域内にある農地等が持つ多様な機能（農産物の供給、採光・保水等の環境保全、景観形成、防災空間等）に着目し、農地等を計画的に保全することで、良好な都市環境の形成を図るとともに、将来の公共施設等の敷地の用に供する土地として保全する制度です。

2 本市の市街化区域内農地の推移

- 市街化区域内農地は、宅地化等の進行により、平成4年から平成27年までに半減している。
- 近年では、市内宅地面積もピークを迎え、宅地需要の沈静化が見られる。
- 生産緑地の推移は、市街化区域内農地全体と比べ減少幅は小さいが、減少傾向が目立つ。



図1 市街化区域内農地面積の推移

※令和元年度末の生産緑地指定状況：99.2ha、660箇所

3 生産緑地の指定に係る経過

- (1) 生産緑地地区の指定作業について（H3.9.10 建設省都市局長）
原則として平成4年末までに生産緑地地区の指定を完了させること
- (2) 平成5年以降の生産緑地地区の指定について（H5.1.27 建設省都市局長）
 - ・ 平成4年当時に裁判等により手続きができなかったもの、新たに市街化区域になる場合については、例外的に平成5年以降の指定を認める。
 - ・ このほか地域の実情を踏まえた都市計画決定権者の判断による指定も可能

「平成5年以降における秦野市生産緑地地区の追加指定方針」制定（H5.6.1）

- 1 やむを得ず平成4年当初に指定ができなかった場合
- 2 新たに市街化区域に編入された場合

3 地域の実情を踏まえた都市計画決定権者の判断

（次の各号に該当する場合）

- (1) 農地の集団化・整形化が図られる場合【新要綱第5条】
- (2) 将来の公園等の公共施設としての利用が見込まれる場合
【新要綱第6条】
- (3) 広域避難場所等の機能の補完が見込まれる場合【新要綱第8条】
- (4) 防災協力農地としての登録された農地【新要綱第9条】

※詳細基準⇒「生産緑地地区の追加指定方針に係る運用」策定（H9.5.30）

4 生産緑地を取り巻く状況の変化

- (1) 都市農業振興基本法の制定（H27.4）
都市農地を「宅地化すべきもの」から「都市にあるべきもの」へと政策転換
- (2) 生産緑地法及び都市計画運用指針の一部改正並びに技術的助言（H29.6）
ア 生産緑地制度の拡充（条例制定による面積緩和、特定生産緑地制度の創設等）
イ 飛び地の取扱い追加、小規模農地が有する緑地効果及び防災効果に着目
- (3) 「秦野市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」制定（R1.12.23）
規模要件の緩和…面積の下限値を500㎡以上から条例制定により300㎡以上へ
- (4) 「JAはだの」との災害協定見直し（R2.6.1 防災課）
ア 防災協力農地の役割として従前の瓦礫置場を除外
イ 防災協力農地の面積要件を条例と整合を図り300㎡以上とする
ウ 復旧資材置場のほか、新たな役割として一時避難場所及び延焼防止能を追加

5 要綱の概要

生産緑地を取り巻く状況の変化を踏まえ、良好な都市環境の形成に寄与する都市農地の適切な保全を図るため運用基準を見直すとともに、これまで所管課の内規であった指定方針及び同運用基準を一本化し、追加指定の考え方や指定基準について文書規程に基づく要綱として制定しました。

要綱は第1条から第9条により構成され、その概要は次のとおりです。

○第1条（趣旨）…省略

○第2条（定義）…省略

○第3条（平成4年中に手続きが行えなかった場合）

裁判や病気療養等によりやむを得なかった場合の救済規定（国の通達準拠）

○第4条（平成4年以降に新たに市街化区域となった場合）

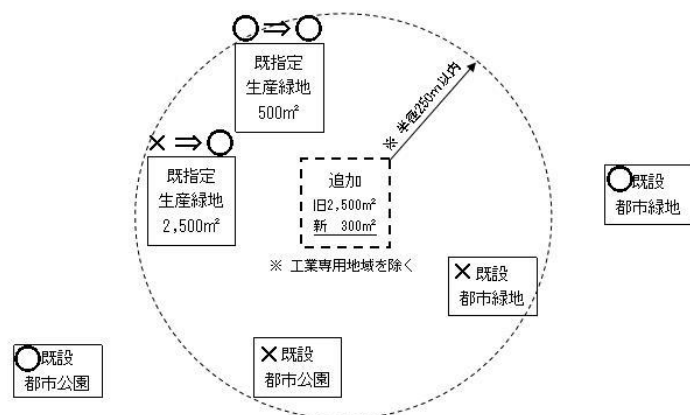
新たに市街化区域に編入された場合の取扱い（国の通達準拠）

○第5条（農地の集団化・整形化が図られる場合）

従前と同様であるが第7条に規定する飛び地の概念を追加

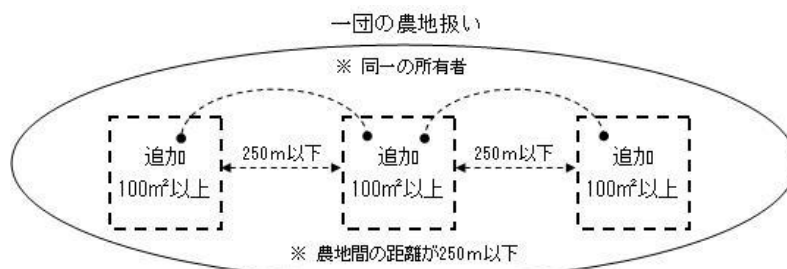
○第6条（将来の公園、緑地等の公共施設としての利用が見込まれる場合）

国の技術的助言で示される小規模農地が有する身近な緑に着目し、将来の公園緑地等としての要件を緩和



○第7条（一体と見なす農地）

従来、認められていなかった飛び地の取扱いについて、国の都市計画運用指針に追記されたことから、本市の生産緑地の指定基準にも追加する。ただし、物理的な一団性が望まれる防災用途（第8条、第9条）については適用除外。



○第8条（広域避難場所等の機能の補完が見込まれる場合）

従前と同様に、広域避難場所等に隣接する農地や概ね1ヘクタール以上のまとまった農地について、救援物資置場や仮設住宅用地等への利用を想定。ただし、果樹園や温室等に利用されている場合を除くもの。

○第9条（防災協力農地として登録された農地）

「JAはだの」との防災協定見直しにおいて、災害時の瓦礫置場の機能を除外し、引き続き復旧資材置場としての役割と、新たに地域住民の一時避難場所及び延焼防止空間としての機能を追加。ただし、果樹園や温室等に利用されている場合を除くもの。

(1) 復旧資材置場の基準

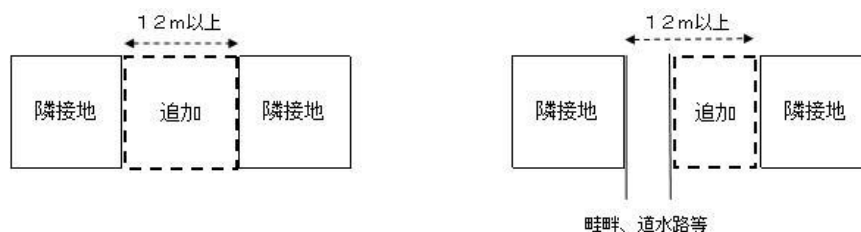
復旧資材を搬入搬出する大型車両が通行するため、幅員6メートル以上の公道に幅2メートル以上接する防災協力農地については指定できる。従前の災害時の瓦礫置場としての用途は除外。

(2) 一時避難場所の基準【新規追加】

地域住民が通行できる幅員1メートル以上の道路もしくは通路に接した農地で、災害時に地域住民が一時避難場所として利用することに地権者が承諾しているもの。

(3) 延焼防止空間の基準【新規追加】

延焼防止のため、農地及び農地に附随する法面等（道路・水路等を含む）を介して、隣接地相互の間隔が概ね12メートル以上確保できる場合。

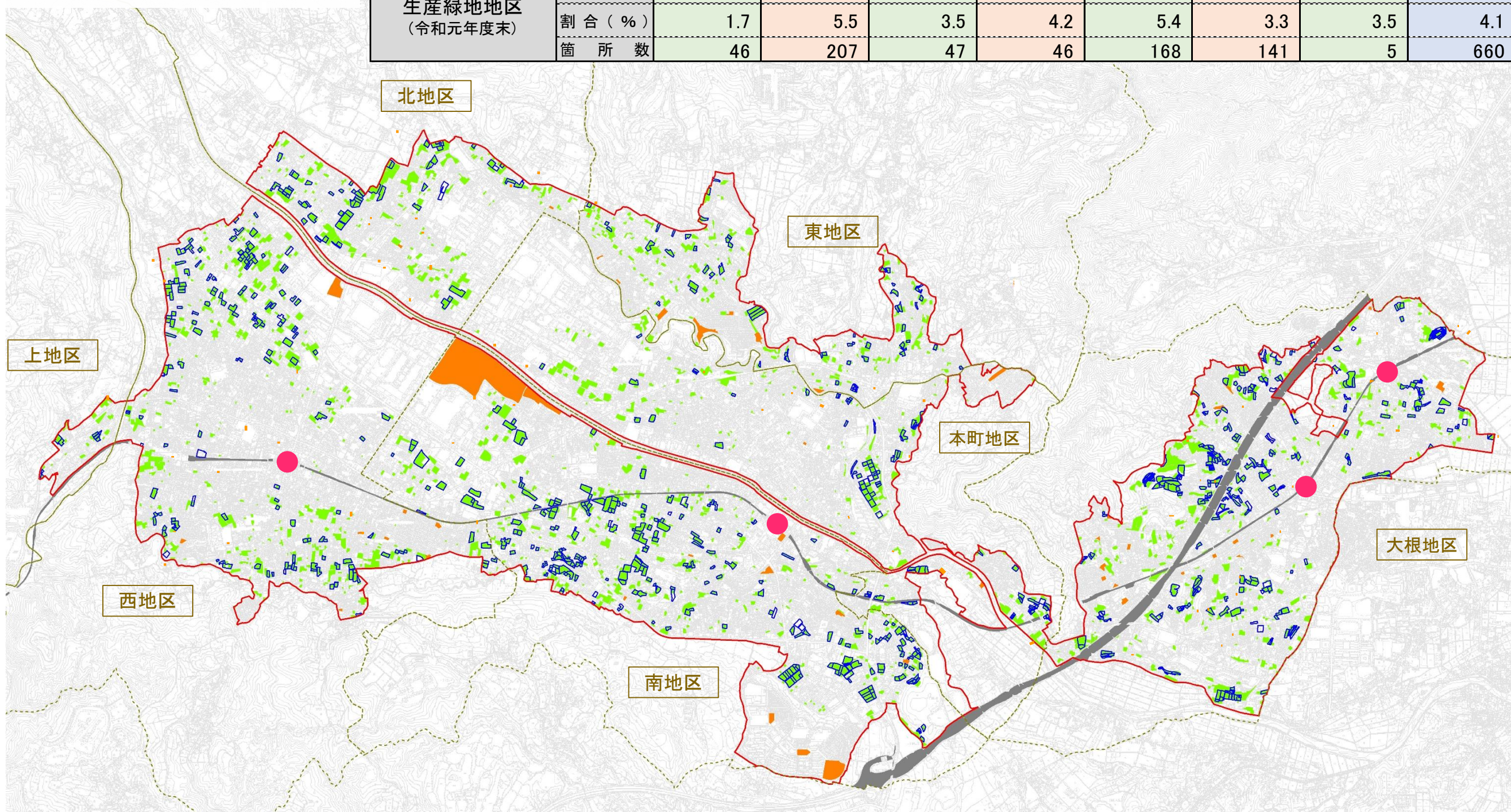


凡例

- 市街化区域
- 生産緑地地区
- 市街化区域内都市公園
- 市街化区域内農地

地区別市街化区域内農地の状況

種別		本町	南	東	北	大根・鶴巻	西	上	計
市街化区域	面積 (ha)	429.1	572.3	186.4	196.0	507.5	526.6	20.1	2,438.0
	構成比 (%)	17.6	23.5	7.6	8.0	20.8	21.6	0.8	100.0
市街化区域内農地 (H31.1.1)	面積 (ha)	18.6	50.1	17.2	20.6	49.7	41.0	1.9	199.1
	割合 (%)	4.3	8.8	9.2	10.5	9.8	7.8	9.5	8.2
生産緑地地区 (令和元年度末)	面積 (ha)	7.5	31.4	6.5	8.2	27.6	17.3	0.7	99.2
	割合 (%)	1.7	5.5	3.5	4.2	5.4	3.3	3.5	4.1
	箇所数	46	207	47	46	168	141	5	660



部長会議付議事案書（報告）

（令和2年8月11日）

提案課名 下水道施設課

報告者名 小宮 政美

<p>事案名</p>	<p>秦野市公共下水道全体計画見直し【素案】について</p>	<p>有 資料 無</p>
<p>提案趣旨</p>	<p>公共下水道については、昭和49年に都市計画決定以降、公共用水域の水質改善と生活環境の向上を目的とし、汚水処理の整備を進めてきましたが、効率的で適正な汚水処理を行うため、平成22年度に全体計画区域等の見直しを行いました。</p> <p>平成27年度末には市街化区域内の整備を概ね完了し、令和2年度末には市街化調整区域を含めた全体計画区域内を概ね完了する見込みです。</p> <p>前回の見直しから約10年が経過し、社会経済状況等の変化から計画人口や汚水量原単位などの見直しが必要な時期になりましたので、将来の状況を踏まえ効率的かつ経済的な未普及箇所の解消並びに、老朽化の進む施設等の維持管理及び改築更新を行うため公共下水道全体計画の見直しを行うものです。</p>	
<p>概要</p>	<p>秦野市公共下水道全体計画見直し【素案】の構成</p> <p>第1章 計画の基本事項（見直し背景、基本方針、位置付け、計画期間など）</p> <p>第2章 下水道計画の諸元（計画区域、計画人口、計画汚水量）</p> <p>第3章 下水道施設計画（処理場、汚水中継ポンプ場、雨水ポンプ場）</p> <p>第4章 概算事業費（今後の概算事業費）</p>	
<p>経過</p>	<p>平成26年10月 加茂川土地区画整理事業計画の廃止</p> <p>平成27年 9月～ 国立神奈川病院の汚水整備について協議</p> <p>平成28年 3月 市街化区域内の汚水整備が概ね完了</p> <p>平成30年 6月～ 公共下水道全体計画に係る各諸元等の見直し検討</p> <p>令和 元年 8月 国立神奈川病院より全体計画区域の変更依頼（書面）</p> <p>〃 8月 国立神奈川病院へ全体計画区域外とする回答（書面）</p>	
<p>今後の進め方</p>	<p>令和 2年 8月17日 議員連絡会にて報告（意見聴取：9月24日まで）</p> <p>〃 8月18日 パブリック・コメントの実施（意見募集：9月17日まで、広報はだの8月15日号掲載）</p> <p>〃 11月上旬 上下水道審議会にて意見聴取</p> <p>令和 3年 2月末 神奈川県と公共下水道事業計画変更について協議</p> <p>〃 3月下旬 公共下水道全体計画見直しについて計画策定・公表</p>	

部長会議付議事案書（報告）

（令和2年8月11日）

提案課名 高齢介護課

報告者名 渋谷 寛

事案名	秦野市エイジフレンドリーシティ行動計画素案について	有 資料 無
提案趣旨	令和3年度から令和7年度を計画期間とする、「秦野市エイジフレンドリーシティ行動計画」について、概要を示す素案を作成しましたので、その内容と今後のスケジュールについて報告するものです。	
概要	<p>1 行動計画について エイジフレンドリーシティグローバルネットワークについて、令和3年3月に行動計画を、本市からWHO（世界保健機関）に提出する予定です。行動計画は、WHOの提示する8つの分野に沿って「高齢者にやさしいまち」を実現するための取組を示す内容とするものです。</p> <p>2 計画期間 令和3年度から令和7年度までの5か年</p> <p>3 体系図、秦野市エイジフレンドリーシティ行動計画素案 資料1及び資料2のとおり</p> <p>4 庁内検討委員会 行動計画の内容は、庁内検討委員会において協議を行っています。 【庁内検討委員会構成課】 総合政策課、広報広聴課、市民活動支援課、地域安全課、防災課、生涯学習課、スポーツ推進課、地域共生推進課、高齢介護課、障害福祉課、健康づくり課、産業振興課、まちづくり計画課、交通住宅課、建設総務課</p>	
経過	<p>平成30年 9月 エイジフレンドリーシティグローバルネットワーク加入 " 11月 行動計画策定に係る事前検討会開催。計画の方針を確認。</p> <p>平成31年 2月 行動計画策定に係る事前検討会開催。計画の進め方の修正。</p> <p>令和元年 9月 行動計画策定に係る事前検討会開催。新総合計画に合わせて計画期間を変更することについて協議。</p> <p>令和2年 6月 行動計画庁内検討委員会開催。素案、体系図について協議。 " 7月 各課へ取組調査票作成依頼</p>	

今後の進め方	<p>策定スケジュール 資料3のとおり</p> <p>※なお、今後の部長会議、市議会への報告及びパブリックコメントについては、「第8期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」に合わせて進行するものです。</p>
--------	---

エイジフレンドリーシティ行動計画 体系図

基本理念	分野と基本方針		基本施策	【参考】取組内容提出課
いつまでも暮らしと安心をみんなで支えあうまち	1	屋外スペースと建物 高齢者が安心して過ごせる環境づくりを推進します。	(1)居場所づくりの推進・充実 (2)市街地の再生と都市機能の集約 (3)安全で快適な道路づくりの推進 (4)高齢者もくつろげる公園の整備 (5)安全に過ごせる地域の協力体制の推進	(1)地域共生推進課、市民活動支援課、交通住宅課、高齢介護課 (2)まちづくり計画課 (3)道路整備課、地域安全課 (4)公園課 (5)高齢介護課
	2	交通 高齢者が移動しやすい環境づくりを推進します。	(1)公共交通の整備 (2)移動しやすい環境の整備 (3)交通安全対策の推進	(1)まちづくり計画課、交通住宅課 (2)地域共生推進課、高齢介護課 (3)地域安全課
	3	住居 高齢者が安心して住むことができる環境の普及を推進します。	(1)快適な住環境の創出 (2)自宅の安全性の確保 (3)介護保険施設の整備 (4)見守り支援の充実 (5)支え合い活動の充実	(1)まちづくり計画課、交通住宅課 (2)防災課 (3)高齢介護課 (4)地域共生推進課、高齢介護課 (5)高齢介護課
	4	社会参加 高齢者のいきがづくりを進め、孤立しない地域づくりを推進します。	(1)地域共生社会の実現に向けた地域支援の推進 (2)社会参加の促進 (3)生きがづくりの推進 (4)生涯学習の推進 (5)スポーツ活動の普及促進	(1)地域共生推進課 (2)高齢介護課 (3)高齢介護課 (4)生涯学習課 (5)スポーツ推進課
	5	尊厳と地域共生 高齢者の尊厳を守るとともに、地域共生社会の実現を推進します。	(1)地域共生社会の実現に向けた取組の推進 (2)権利擁護支援体制の充実 (3)認知症施策の推進 (4)成年後見制度の利用促進	(1)地域共生推進課 (2)地域共生推進課、市民相談人権課、高齢介護課 (3)高齢介護課 (4)地域共生推進課
	6	市民参加と就労 高齢者の地域活動への参加を促進し、就労の機会づくりを推進します。	(1)就労支援の推進 (2)地域活動の促進	(1)産業振興課、高齢介護課 (2)市民活動支援課
	7	コミュニケーションと情報 高齢者に必要な情報がいきわたる環境づくりを推進します。	(1)情報発信の充実 (2)相談窓口の充実	(1)広報広聴課、高齢介護課 (2)地域共生推進課、市民相談人権課、高齢介護課
	8	地域社会の支援と保健サービス 地域包括ケアシステムの確立を推進します。	(1)地域包括ケアシステムの推進 (2)保健事業と介護予防の一体的な実施の推進	(1)高齢介護課 (2)健康づくり課、高齢介護課

秦野市エイジフレンドリーシティ 行動計画素案

1 計画策定の趣旨

(1) 行動計画策定の趣旨

我が国では、世界に例を見ない超高齢社会を迎えており、本市においてもそれは例外ではありません。「第7期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」を策定し、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取組を進めてきましたが、高齢化率は30%を超え、高齢者を取り巻く課題が多様化し、地域における課題も増大しています。

そこで、WHO（世界保健機関）が平成19年に提唱した「高齢者にやさしいまちがあらゆる世代にやさしいまち」というエイジフレンドリーシティの理念を「地域包括ケアシステム」の仕組みに取り入れることで、高齢者がより暮らしやすいまちづくりを推進していきます。

高齢者にやさしいまちづくりを通じて、高齢者のみならずあらゆる人が支え合い、共に生きる地域づくりを着実に進めるよう取り組んでいきます。

(2) WHOエイジフレンドリーシティグローバルネットワークの参加と行動計画の期間

本市は、エイジフレンドリーシティの趣旨に賛同し、平成30年9月にグローバルネットワークへ参加表明を行い、同年10月にWHOから承認されました。

グローバルネットワークに参加する都市は、エイジフレンドリーシティとなるための考え方や、取り組むべき基本的方向性をまとめた行動計画を参加後2年以内に策定することとされており、WHOは行動計画について、①計画段階、②実施段階、③評価段階の5年サイクルで継続的な改善を行いながら進めることが望ましいとしています。

本市は、平成30年9月に参加したため、当初は令和2年9月までに提出する予定でした。しかし、本計画を「秦野市総合計画」における各部門の取組と関連付けて進めることで、エイジフレンドリーシティの理念に沿った取組を実施していくため、「秦野市総合計画」と計画期間を合わせるものとします。

そのため、本計画の第1期の計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とし、以降は5年のサイクルで進めていきます。

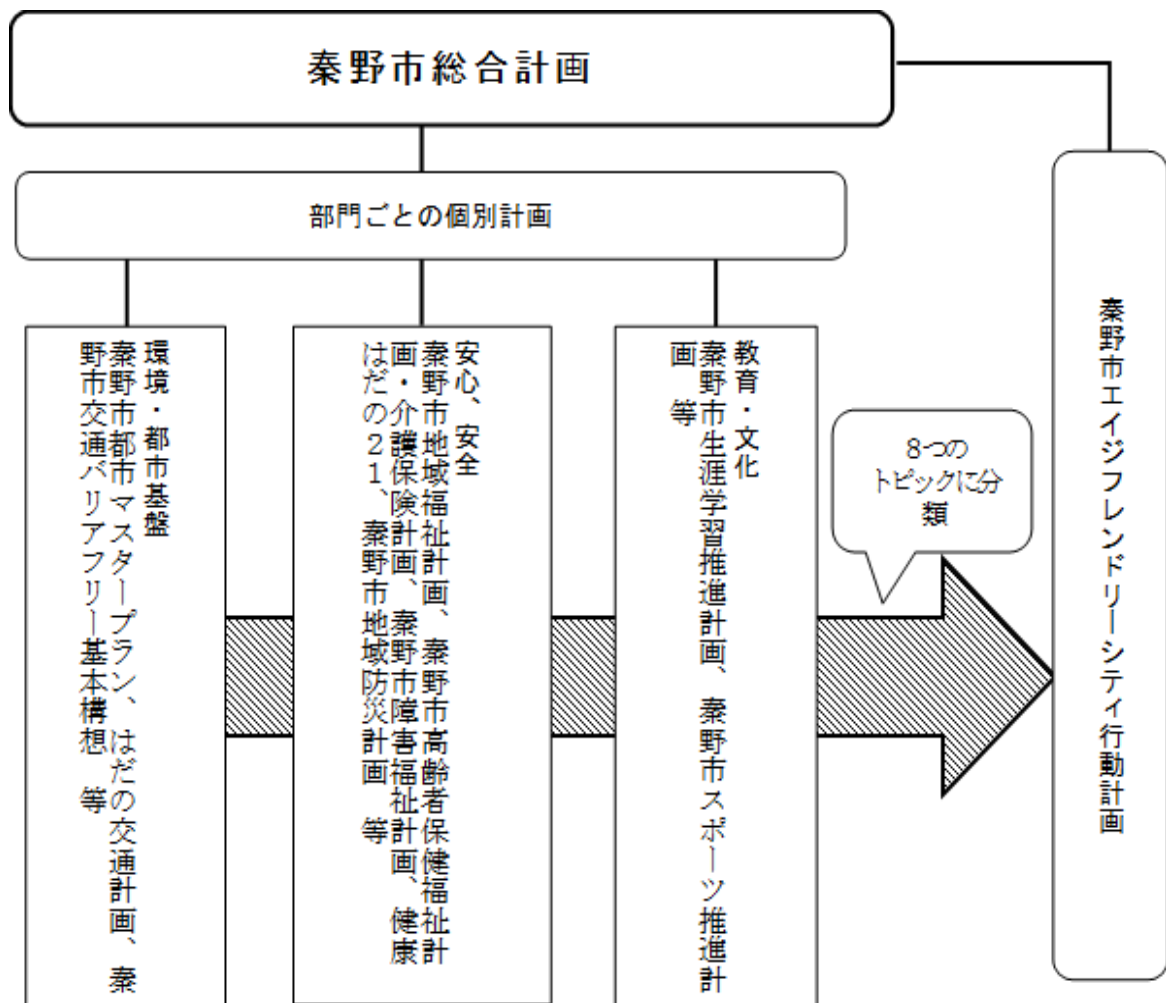
本市における計画期間

計画名称	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
エイジフレンドリーシティ行動計画			第1期					第2期				
総合計画	後期		新計画									
秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	第7期		第8期			第9期			第10期			

(3) 行動計画の位置づけ

行動計画は、「新総合計画」のもと、8つのトピック（分野）を参考に「第8期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」をはじめとする部門ごとの個別計画と整合を図るものとしします。

計画位置付けイメージ



2 秦野市の高齢化を取り巻く状況

(1) 高齢者数の推移、暮らしの状況

※第8期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画から抜粋

(2) 認定者等の状況

※第8期秦野市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画から抜粋

3 基本理念と基本方針

秦野市エイジフレンドリーシティ行動計画は、基本理念に基づき取り組みを進めていくものとします。また、8つのトピックに対する基本方針を次のとおり定めます。

(1) 基本理念

いつまでも暮らしと安心をみんなで支え合うまち

暮らしやすい環境のもとでいつまでも健康に暮らすために、若い世代だけでなく、高齢者自らが参加してお互いを支え合って暮らしていくまちを目指します。

(2) 基本方針

分野	基本方針
1 屋外スペースと建物	高齢者が安心して過ごせる環境づくりを推進します。
2 交通	高齢者が移動しやすい環境づくりを推進します。
3 住居	高齢者が安心して住むことができる環境の普及を推進します。
4 社会参加	高齢者のいきがづくりを進め、孤立しない地域づくりを推進します。
5 尊厳と地域共生	高齢者の尊厳を守るとともに、地域共生社会の実現を推進します。

6 市民参加と就労	高齢者の地域活動への参加を促進し、就労の機会づくりを推進します。
7 コミュニケーションと情報	高齢者に必要な情報がいきわたる環境づくりを推進します。
8 地域社会の支援と保健サービス	地域包括ケアシステムの確立を推進します。

4 8つの分野ごとの基本施策と取組内容

基本理念を踏まえ、エイジフレンドリーシティの8つのトピックに基づいて関係課と連携して今後の取組を推進していきます。

1 屋外スペースと建物

高齢者が安心して過ごせる環境を整備するため、コンパクトで利便性の高いバリアフリーなまちづくりを目指すとともに、既存のスペースを活用した居場所づくりを進めます。

基本施策	取組内容（担当課）
(1) 居場所づくりの推進・充実	①地域の福祉活動の充実と支援 (地域共生推進課)
	②自治会館、地域活動拠点の活用 (市民活動支援課)
	③地域活動拠点への空き家活用の促進 (交通住宅課)
	④民間事業所等を活用した通いの場の創設 (高齢介護課)
(2) 市街地の再生と都市機能の集約	①「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方を基本にまちづくりを推進。 次世代への新しい地域社会づくりや中心市街地活性化、効率的な都市経営などを図るため、都市機能集約や投資誘導及び産業生産機能の高度化の取組を図る。 (まちづくり計画課)
(3) 安全で快適な道路づくりの推進	①歩行者と自動車及安全で快適に通行できる道路の整備 (道路整備課)
	②防犯灯の設置と維持管理 (地域安全課)
(4) 高齢者もくつろげる	①新設される公園や既存の公園で遊具の改築、

公園の整備	更新に合わせ多目的に利用できる健康遊具の設置 (公園課)
(5) 安全に過ごせる地域の協力体制の推進	①熱中症の予防につながる環境づくり (高齢介護課)

2 交通

公共交通ネットワークを維持し、移動手段の確保に努めます。

公共交通機関を利用できない高齢者に対しては、福祉施策による移動サービスの提供や、地域の支え合い活動による移送の取組を検討します。

また、高齢者による自動車事故を防止するため、交通安全に関する啓発を行うとともに、運転免許証の返納を促すための取組を行います。

基本施策	取組内容（担当課）
(1) 公共交通の整備	①高齢者の運転リスクの低減や公共交通の利便性の維持のため、コンパクトな都市構造を支える公共交通網の形成を目指す。 (まちづくり計画課)
	②交通空白・不便地域等におけるコミュニティ交通の導入及び維持・確保 ・バス路線の維持・確保 ・ノンステップバスの導入促進 (交通住宅課)
(2) 移動しやすい環境の整備	①福祉有償運送サービスの周知 (地域共生推進課)
	②ボランティアによる移動支援の立ち上げ支援 (高齢介護課)
(3) 交通安全対策の推進	①交通安全に関する啓発 ・県等が行っている高齢者免許自主返納サポート事業の周知 (地域安全課)

3 住居

高齢者が安心して住むことができる環境の普及を推進します。

また、独居世帯や高齢者のみの世帯でも安心して生活できるよう、見守り体制の強化や自宅の安全性向上のための啓発に努めます。

基本施策	取組内容（担当課）
(1) 快適な住環境の創出	①医療、福祉、商業施設、住居等がまとまって立地し、住民が公共交通を利用し生活利便施設

	<p>にアクセスすることができるような都市の形成を目指す。</p> <p>市民の安全確保と災害及び二次災害のリスク軽減の観点から、安心安全な住環境の形成を図る。</p> <p style="text-align: right;">(まちづくり計画課)</p>
(2) 自宅の安全性の確保	①防災アドバイザーの派遣等による家具の転倒防止支援 (防災課)
(3) 介護保険施設の整備	①地域密着型サービスの整備 (高齢介護課)
(4) 見守り支援の充実	①要支援者等の把握 (地域共生推進課)
	②高齢者の安心につながる見守り事業の充実 (高齢介護課)
(5) 支え合い活動の充実	①住民主体の生活支援サービスの拡充 (高齢介護課)

4 社会参加

高齢者がボランティアや生涯学習、スポーツなど様々な分野でいきがいをもって活動していくことで、いつまでもいきいきとした、孤立しない地域づくりを推進します。

また、高齢者がこれまで得た技能や経験を活かして、地域において役割を持ち、地域コミュニティの活性化につながるよう支援していきます。

基本施策	取組内容 (担当課)
(1) 地域共生社会の実現に向けた地域支援の推進	①地域共生社会の考えの理念の普及啓発、地域共生社会の実現に向けた地域支援の推進 (地域共生推進課)
(2) 社会参加の促進	①高齢者の生活支援の担い手育成 (高齢介護課)
(3) 生きがいつくりの推進	①高齢者に対する社会参加・交流の推進 (高齢介護課)
(4) 生涯学習の推進	①広畑ふれあい塾の支援 ・ミュージアムさくら塾、ミュージアム青空レクチャーの開催 (生涯学習課)
(5) スポーツ活動の普及促進	①住民総参加型スポーツイベント「チャレンジデー」をきっかけとしたスポーツコミュニティ

	をみんなの力（多世代参加）により再生・創生を図る。 （スポーツ推進課）
--	--

5 尊厳と地域共生

地域共生社会の実現に向けた取組を進め、認知症になっても住み慣れた地域で生活できるよう、正しい理解の啓発と支援体制の充実に努めます。

また、高齢者の尊厳を守るため、成年後見制度の支援を進めます。

基本施策	取組内容（担当課）
(1) 地域共生社会の実現に向けた取組の推進	①包括的な相談支援体制の推進 （地域共生推進課）
(2) 権利擁護支援体制の充実	①ニーズの把握、権利擁護の支援 （地域共生推進課）
	②高齢者虐待に対する支援体制の充実 （高齢介護課）
(3) 認知症施策の推進	①認知症に対する支援体制の充実と知識の普及啓発 ・認知症サポーター養成講座 ・認知症カフェの充実 （高齢介護課）
(4) 成年後見制度の利用促進	①普及啓発、地域連携の推進 （地域共生推進課）

6 市民参加と就労

高齢者の自治会やボランティア等の地域活動へ参加することで、社会参加につながるよう情報提供に努めます。

また、いきいきと働き続けられるよう、就労の機会を確保し、情報提供に努めます。

基本施策	取組内容（担当課）
(1) 就労支援の推進	①求職者就職支援カウンセリング （産業振興課）
	②高齢者の就労支援 ・シルバー人材センター登録促進 （高齢介護課）
(2) 地域活動の促進	①自治会活動、ボランティア活動の推進 （市民活動支援課）

7 コミュニケーションと情報

高齢者に必要な情報が容易に入手できるよう、環境の整備を推進します。
また、相談窓口の充実・強化を行い、必要な時に必要な支援につなぐ体制づくりを推進します。

基本施策	取組内容（担当課）
(1) 情報発信の充実	①広報はだの、くらしのガイドの発行 ・市のホームページによる情報発信 (広報広聴課)
	②医療・保険・福祉等高齢者の生活にかかわる 情報提供の充実 (高齢介護課)
(2) 相談窓口の充実	①包括的な相談支援体制の推進 (地域共生推進課)
	②高齢者の総合的な相談窓口の充実 (高齢介護課)

8 地域社会の支援と保健サービス

保健事業と介護予防の一体的な実施を推進し、地域包括ケアシステムの確立を推進します。

健康寿命の促進を目指し、医療や保健サービスの連携を図ります。

基本施策	取組内容（担当課）
(1) 地域包括ケアシステムの推進	①関係機関との連携および機能の強化 (高齢介護課)
(2) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施の推進	①後期高齢者の健康診査を実施 ・KDBシステムにおいて健診結果を管理 ・健診結果のデータ分析、健康課題の把握 ・対象者を抽出し、受診勧奨や健康相談 ②情報提供等を実施 (健康づくり課)

計画案の作成イメージ（一部抜粋）

4 8つの分野ごとの基本施策と取組内容

第3分野 住居

高齢者が安心して住むことができる環境の普及を推進します。

また、独居世帯や高齢者のみの世帯でも安心して生活できるよう、見守り体制の強化や自宅の安全性向上のための啓発に努めます。

基本施策4 見守り支援の充実

現状とこれまでの取組

日常の食生活に支障を来しているひとり暮らし高齢者や高齢者世帯等の登録を推進し、給食サービスでは、栄養バランスのとれた食事を定期的に配達し、安否確認を行いました。

今後の課題と取組の方向

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加している中で、見守りが必要な高齢者の把握に努めるとともに、給食サービスや家庭内事故等対応体制整備事業など高齢者の見守りや福祉サービスを実施します。

高齢者の多様な生活スタイルに合わせ、公的な福祉・介護サービスだけでなく、一人暮らし高齢者や高齢者世帯の在宅生活を支え、安否確認など安心・安全を確保するために取組みます。

主な取組内容

取組内容 (事業名)	内容	事業 区分	関連計画名	担当課
ひとり暮らし高齢者等世帯登録	ひとり暮らしの方や65歳以上の方だけの世帯の方は、市に登録することによって、必要なサービス等の情報提供をします。	継続	第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	高齢介護課
家庭内事故等対応体制整備事業	在宅の高齢者及び身体障害者の病気又は事故に関する通報を容易かつ迅速に行えるように、通報装置貸与を行います。	継続		
ひとり暮らし高齢者等給食サービス事業	ひとり暮らし高齢者等で、身体に不自由があり、自立した生活を送ることが難しい高齢者に対し、安否の確認も兼ねて、バランスのとれた食事を定期的に配達します。	継続		

成果指標

指標名	実績	目標				
	元年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
家庭内事故等対応体制整備事業登録者数	146件	250件	300件	350件	400件	450件

第4分野 社会参加

高齢者がボランティアや生涯学習、スポーツなど様々な分野でいきがいをもって活動していくことで、いつまでも生き生きとした、孤立しない地域づくりを推進します。

また、高齢者がこれまで得た技能や経験を活かして、地域において役割を持ち、地域コミュニティの活性化につながるよう支援していきます。

基本施策2 社会参加の促進

現状とこれまでの取組

高齢者の生活支援のための担い手を養成する研修を実施していますが、介護従事者不足が大きな課題となっています。

同時に、公的サービスだけでなく、住み慣れた地域でいつまでも暮らしていくためには、地域における支え合い活動の必要性も高まっています。

その担い手は高齢者要支援者等への生活援助を行える「秦野市認定ヘルパー研修」、介護分野の未経験者向けの「介護に関する入門的研修」を行うとともに、移動支援の担い手を増やすため「地域支え合い型認定ドライバー養成研修を実施しました。

今後の課題と取組の方向

生活支援や移動支援の担い手の育成を行うとともに、研修修了者が地域における支え合いの活動が広がるよう支援を行います。

なお、担い手の中心は高齢者であり、地域における担い手となることで社会参加を促します。

主な取組内容

取組内容 (事業名)	内容	事業 区分	関連計画名	担当課
認定ヘルパー研修	要支援者等の訪問型サービス（生活援助）の担い手を養成する秦野市認定ヘルパー研修、要介護になっても生活援助サービスを提供できる生活援助従事者研修を実施するとともに、介護分野の未経験者向けに介護に関する入門的研修を実施します。	継続	第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	高齢介護課
認定ドライバー研修	地域の支え合い活動として移動が困難な人に支援を行うボランティアの育成及び福祉有償運送の移送ドライバーの育成を行うことで、地域福祉の担い手の確保に努めます。	継続		

成果指標

指標名	実績	目標				
	元年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
認定ヘルパー研修及び介護に関する入門的研修開催回数	3回 1回	各1回	各1回	各1回	各1回	各1回

エイジフレンドリーシティ行動計画策定スケジュール

R2. 6. 29 高齢介護課作成

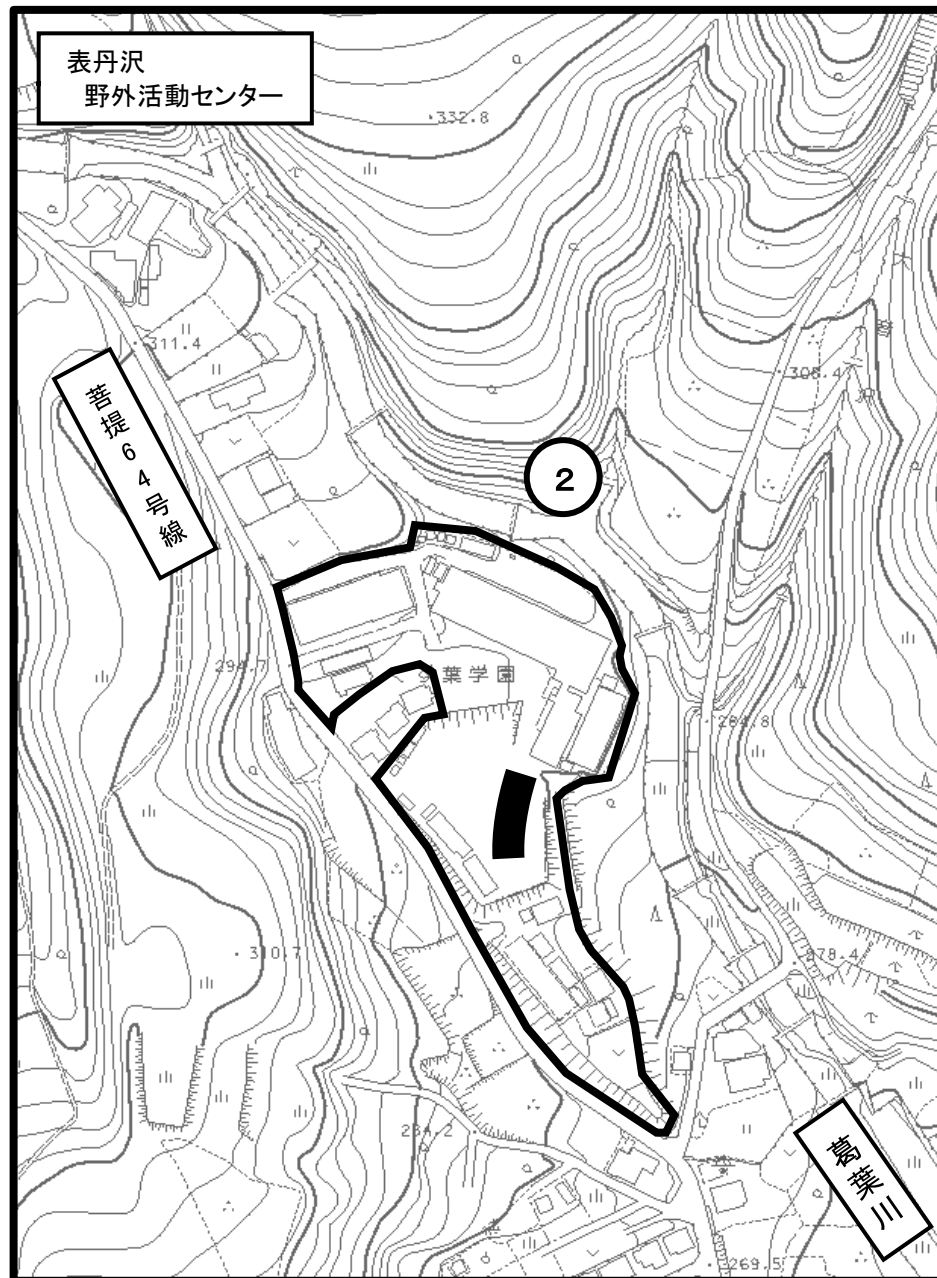
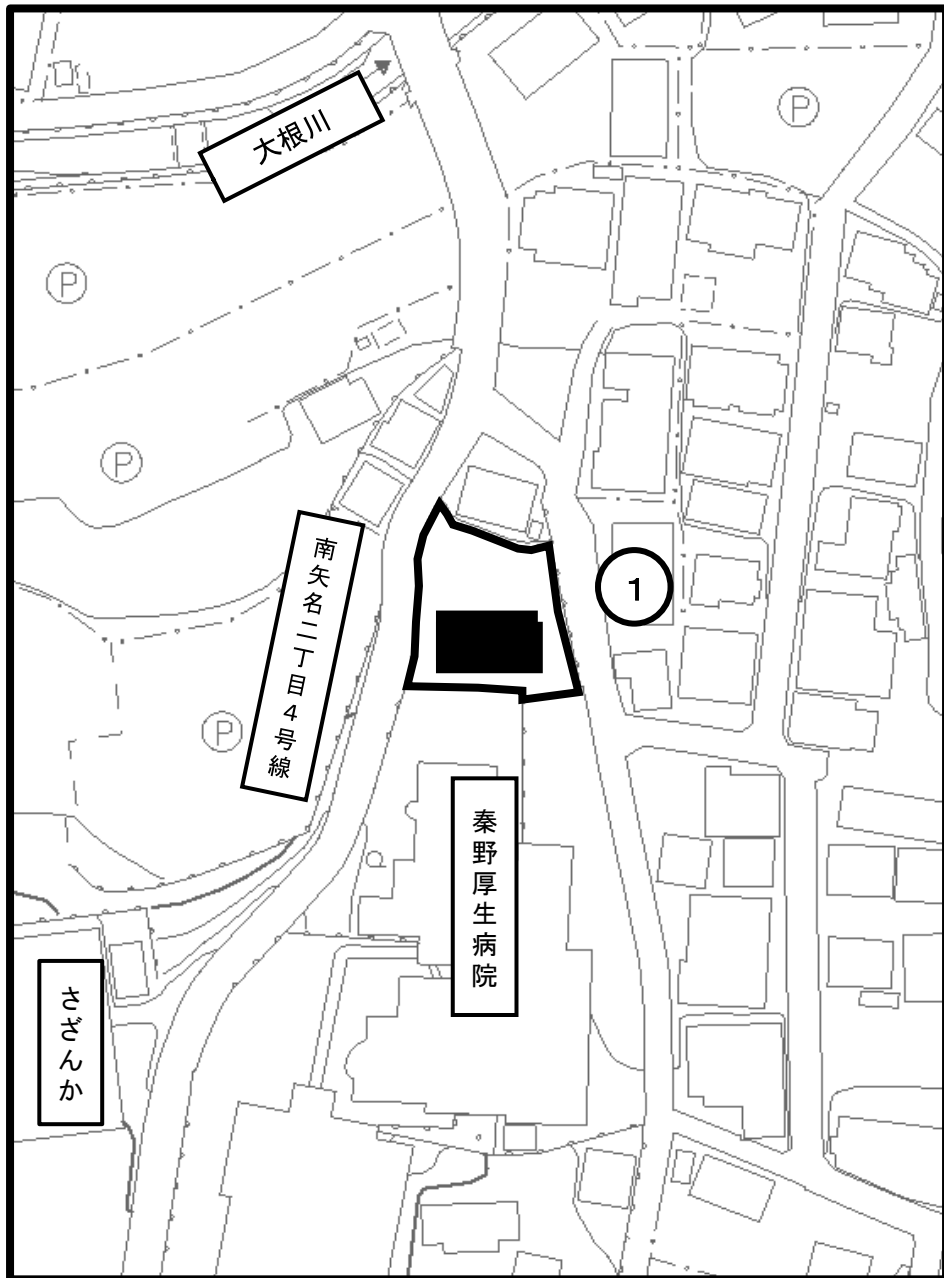
	高齢介護課（事務局）	関係各課	総合計画	その他
令和2年 3月				
4月	(~5/末) 行動計画骨格作成	(3/末~) 個別計画、取組内容照会		
5月			(5月)基本構想・基本計画骨子の策定	
6月	(6/29)庁内検討委員会①(基本理念・素案検討)			
7月	(6/末~9/中) 行動計画案作成	(7/31締切) 取組調書作成依頼		
8月	(8/11)部長会議(計画素案検討結果等報告) (8/末)庁内検討会②(計画案検討) 計画案検討		(8月)基本構想・基本計画素案の確定	(~8/中旬) 第8期高齢者保健福祉計画県素案確認
9月	(~8/末) 総合計画基本計画との整合確認		(8~9月)素案パブコメ	
10月	(10/中)庁内検討委員会③(計画案検討→決定)		(10月)基本構想・基本計画案策定	
11月	(11/初)高齢者保健福祉推進委員会報告 (11/4)部長会議報告 (11/16)議員連絡会報告 パブコメ実施	第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画と合同実施		
12月				
3年1月	(1/上)市長・副市長報告 (~2/初)行動計画策定 (2/初~中)高齢者保健福祉推進委員会			
2月				(~3/中旬) 県英訳作業
3月	(3/末)WHO提出			
4月	(4/1)エイジフレンドリーシティ行動計画 開始(計画期間:R3.4.1~R8.3.31) (4/1)第8期高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 開始(計画期間:R3.4.1~R6.3.31)		(4/1)新総合計画開始	
~	(4/~)行動計画周知、HP作成			

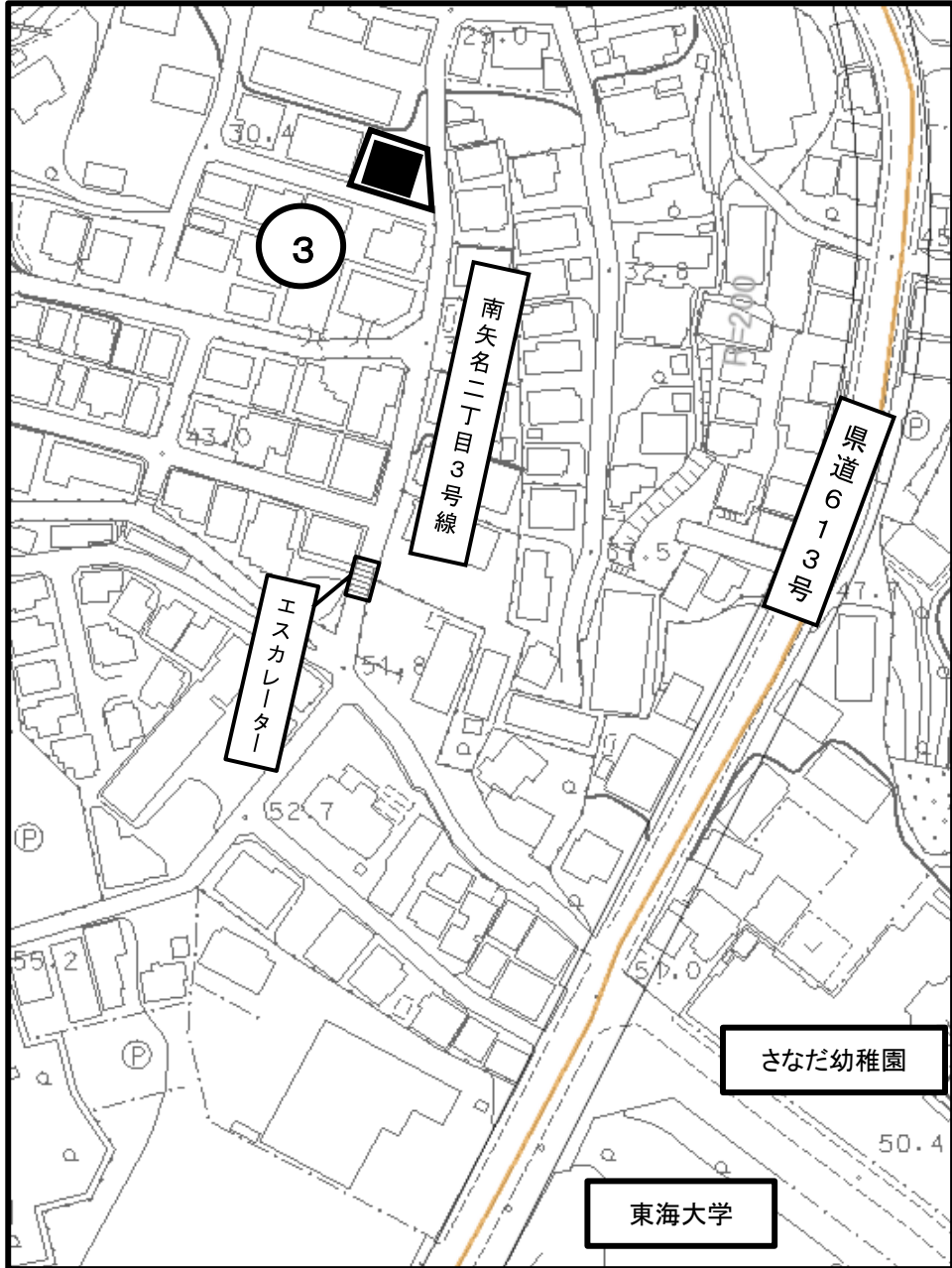
(令和2年7月1日、15日 調整部会)

令和2年8月(定例部長会議) 開発指導課

番号	事業名	計画地	事業主	用途地域	開発面積(m ²)	計画概要
1	岩本澄子 南矢名二丁目 共同住宅建設事業	南矢名二丁目 27番3ほか	岩本 澄子	第二種住居地域	560.59	共同住宅 (単身用15戸)
2	かしの木会 菩提(入角) 障害者施設増築事業	菩提字入角 2058番2ほか	社会福祉法人かしの木会 理事長 飯田雅子	市街化調整区域	13976.72	障害者施設 (通所活動棟)
3	守屋守 南矢名二丁目 共同住宅建設事業	南矢名二丁目 64番5	守屋 守	第二種住居地域	195.23	共同住宅 (単身用12戸)

(注) 区域面積1,000m²以上の環境創出行為(自己用住宅1戸は除く)及び集合住宅等で10戸以上の環境創出行為を掲載。





主要な環境創出行為の進捗状況

(令和2年7月中旬時点)

令和2年8月(定例部長会議) 開発指導課

1 まちづくり条例手続中の事業

番号	事業名	事業主	現在の進捗状況	開業予定等	開発面積(m ²)	計画概要
1	バルク 曾屋 (清水窪) 店舗建設事業	(株)バルク (代)原島誠一	<ul style="list-style-type: none"> ・調整部会付議 (平成31年1月23日) ・開発許可 (平成31年4月24日) ・変更協議書提出 (令和2年5月22日) ・変更許可 (令和2年7月3日) ・完了検査 (令和2年8月4日) 	令和2年9月予定	15,703.24	店舗1棟の建設 地上2階地下1階 建築面積8,751.49m ² 延床面積11,987.22m ²
2	スタンレー電気 曾屋 (明治畑) 研究施設建設事業	スタンレー電気(株) (代)北野綾典	<ul style="list-style-type: none"> ・確認通知書交付 (平成31年4月26日) ・開発許可 (令和元年5月30日) ・変更協議書提出 (令和元年6月14日) ・再協議確認通知書交付 (令和元年8月7日) ・変更許可 (令和元年9月2日) ・第1工区完了 (令和元年9月17日) ・第1工区検査済証交付 (令和元年10月7日) ・第2工区完了 (令和2年5月26日) ・第2工区検査済証交付 (令和2年6月16日) ・設技棟着工中 	令和2年12月全体完了 予定	40,000.15	試験棟1棟、設技棟1棟等の建設 試験棟建築面積5,096.33m ² 試験棟延床面積5,096.33m ² 設技棟建築面積5,857.99m ² 設技棟延床面積10,752.90m ²
3	マリモ 今川町 共同住宅建設事業	(株)マリモ (代)深川真	<ul style="list-style-type: none"> ・調整部会付議 (令和2年2月19日) ・変更届提出 (令和2年7月6日) 	令和4年工事完了予定	2,404.06	共同住宅(分譲、世帯用81戸)の建設 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> 水無川側で予定していた第2工区の事業は廃止 </div> 【当初の第2工区計画】 店舗等(スーパー、学習塾、フィットネスクラブ等)兼共同住宅(賃貸、世帯用6戸、単身用72戸)
4	ハーベストネクスト 曾屋 (六間) 事業所建設事業	ハーベストネクスト(株) (代)脇本実	<ul style="list-style-type: none"> ・調整部会付議 (令和2年4月1日) 	令和3年9月工事完了予定	3,555.29	事業所(給食センター)1棟の建設 鉄骨造2階建 最高高さ10.2m 建築面積 1,836.91m ² 延床面積 2,476.94m ²